礼文町地域防災計画

≪　資 料 編　≫

平成３０年　３月

礼文町防災会議

〔目　　次〕

資　料　編

1　防災体制等 1
○ 資料１－１　礼文町防災会議条例 1
○ 資料１－２　礼文町災害対策本部条例 3
○ 資料１－３　災害対策本部掲示板・腕章・標旗 4
○ 資料１－４　住民組織及び団体 6
○ 資料１－５　災害応援協定 7
○ 資料１－６　消防組織及び消防施設の現況 11
○ 資料１－７　消防信号（消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号） 14
○ 資料１－８　水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先 15
○ 資料１－９　関係機関等の連絡先 16

2　気象・震度階級等 24
○ 資料２－１　災害の記録 24
○ 資料２－２　気象等に関する警報・注意報発表基準 31
○ 資料２－３　雨量観測所 33
○ 資料２－４　気象庁震度階級関連解説表 34

3　災害危険区域等 38
○ 資料３－１　土砂災害危険箇所等 38
○ 資料３－２　山地災害危険地区 44
○ 資料３－３　なだれ危険箇所 49
○ 資料３－４　高波・高潮・津波等危険区域 50
○ 資料３－５　危険物取扱施設 52

4　通信・輸送 55
○ 資料４－１　災害情報等報告取扱要領 55
○ 資料４－２　災害時優先電話・衛星携帯電話一覧・特設公衆電話 64
○ 資料４－３　緊急輸送道路 65
○ 資料４－４　町有車両の現況 65
○ 資料４－５　ヘリコプター離着陸場 65
○ 資料４－６　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領 66
○ 資料４－７　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領 71

5　避難・救援・応急措置等 75
○ 資料５－１　従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者 75
○ 資料５－２　従事命令等の実施手続き（公用令書） 76
○ 資料５－３　避難施設 80
○ 資料５－４　土砂災害警戒区域における警戒避難体制 82
○ 資料５－５　関係医療機関 89
○ 資料５－６　救援物資等調達先 91
○ 資料５－７　備蓄倉庫 91
○ 資料５－８　救援物資集積拠点 91
○ 資料５－９　水道施設・給水資機材 92

○ 資料５－10　防疫用資器材等 92
○ 資料５－11　廃棄物処理施設等 93
○ 資料５－12　火葬場施設 93
○ 資料５－13　遺体埋葬場所 93
○ 資料５－14　指定文化財 93

６　復旧・復興 **94**
○ 資料６－１　災害弔慰金の支給等に関する条例 94
○ 資料６－２　災害による被害者に対する町税の減免に関する条例 97
○ 資料６－３　災害復旧支援事業助成条例 99
○ 資料６－４　事業別国庫負担等一覧 100
○ 資料６－５　応急金融の大要 104

７　関係様式 **117**
○ 資料７－１　水防活動実施報告 117
○ 資料７－２　気象通報等受理票 118
○ 資料７－３　自衛隊の災害派遣要請 119
○ 資料７－４　自衛隊の災害派遣部隊撤収要請 120
○ 資料７－５　世帯構成員別被害状況 121
○ 資料７－６　物資購入（配分）計画表 121
○ 資料７－７　物資受払簿 122
○ 資料７－８　物資給与及び受領簿 122
○ 資料７－９　災害救助法関連様式 123

1　防災体制等

○ 資料１－１　礼文町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 25 日条例第 12 号
改正
昭和 44 年３月 20 日条例第８号
昭和 48 年４月 18 日条例第 23 号
平成 12 年３月 28 日条例第 19 号
平成 17 年９月 16 日条例第 27 号
平成 23 年６月 15 日条例第 13 号
平成 30 年３月 13 日条例第 11 号

礼文町防災会議条例

（目的）
第１条　この条例は災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき礼文町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第２条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
（１）　礼文町地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
（２）　町の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
（３）　前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第３条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
２　会長は、町長をもつて充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
５　委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。
（１）　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
（２）　陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命した者
（３）　北海道の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
（４）　北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
（５）　町長がその部内の職員のうちから指名する者
（６）　教育長
（７）　利尻礼文消防事務組合の職員及び消防団員のうちから町長が任命する者
（８）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
（９）　公共団体及び防災上の重要な施設の管理者のうちから町長が任命する者
６　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）
第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。
２　専門委員は関係地方行政機関の職員北海道の職員町の職員関係公共機関の職員関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
３　専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。
（部会）
第５条　防災会議はその定めるところにより部会を置くことができる。

2　部会に属すべき委員及び専門委員は会長が指名する。
3　部会に部会長を置き会長の指名する委員がこれに当る。
4　部会長は部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（議事等）

第６条　前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 44 年３月 20 日条例第８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 48 年４月 18 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 28 日条例第 19 号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 17 年９月 16 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 23 年６月 15 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 30 年３月 13 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料１－２　礼文町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 25 日条例第 13 号
改正
平成 18 年３月 13 日条例第 13 号

礼文町災害対策本部条例

（目的）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、礼文町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代理する。
３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。
（雑則）
第４条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 37 年 12 月 25 日から施行する。

附　則（平成 18 年３月 13 日条例第 13 号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 資料１－３　災害対策本部掲示板・腕章・標旗

１　災害対策本部掲示板

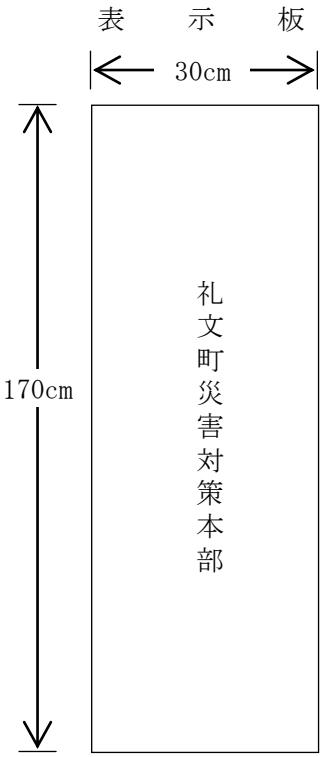

２　腕章

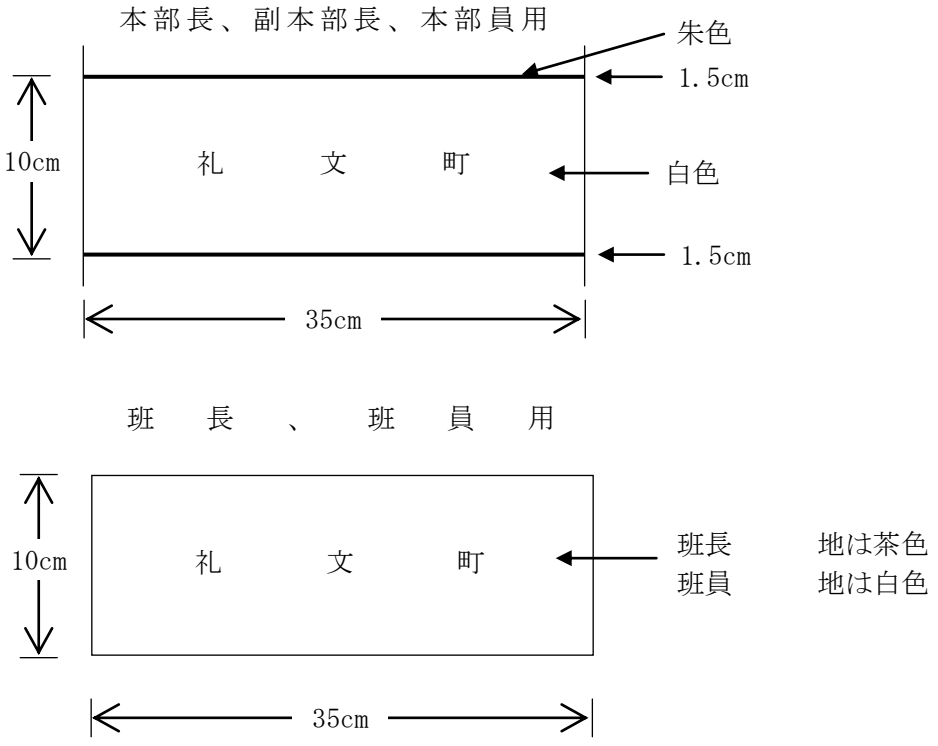

3　標旗

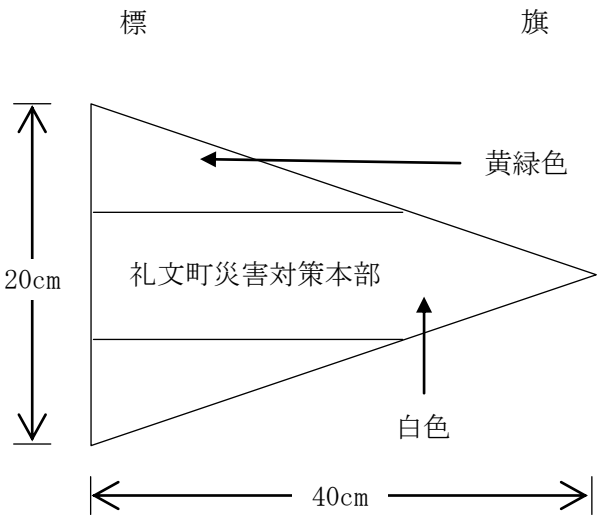

○ 資料１－４　住民組織及び団体

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1　自主防災組織（自治会）

地区	自治会名	地区	自治会名
香深地区	元地	船泊地区	赤岩 1
	知床		赤岩 2
	奮部		上泊
	差閉		高山
	尺忍		幌泊第一
	入舟		幌泊第二
	会所前		五番地
	津軽町		大備第一
	手然		大備中央
	香深井第一		大備第三
	香深井第二		大備湖畔
	起登臼		浜中
	内路		江戸屋
			須古頓
			鉄府
			西上泊

2　その他

組織の名称	所在地
ＮＰＯ法人礼文島自然情報センター	礼文町大字香深村字トンナイ（事務所：礼文町民センター）
調理師会礼文部会	礼文町
香深漁業協同組合女性部	礼文町大字香深村字トンナイ（事務局：香深漁業協同組合）
船泊漁業協同組合女性部	礼文町大字船泊村字ヲションナイ（事務局：船泊漁業協同組合）
礼文町商工会女性部	礼文町大字香深村字ワウシ（事務局：礼文町商工会）
日赤礼文分区	礼文町大字香深村字トンナイ（事務局：役場町民課）

○ 資料１－５　災害応援協定

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

１　礼文町（北海道町村会）が締結している協定

No.	協定の名称	協定の締結先	締結年月日	協定の内容
1	北海道広域消防相互応援協定	札幌市長ほか道内消防事務組合	H6.7.25 協定 (H6.8.1 施行)	災害時の相互応援
2	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	北海道	H8.6.25 協定 (H8.7.1 施行)	北海道が所有する消防防災ヘリコプターの応援
3	礼文町における災害時の協力に関する協定	礼文町建設協会	H18.6.20	災害時等の応急対策等の協力
4	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H22.4.27	災害時等の飲料の無償提供等
5	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	H22.5.28	災害時における北海道開発局からの応援
6	災害の発生時における礼文町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急･復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	H22.9.22	災害時等の応急･復旧活動の支援
7	災害時協力協定書	(財)北海道電気保安協会	H25.7.4	災害時の電気設備の災害復旧活動支援
8	災害時における燃油の供給等に関する協定書	船泊漁業協同組合	H26.2.21	災害時の燃油供給及び物資提供の協力
9	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局 北海道 北海道市長会 北海道町村会	H26.3.28	避難施設運営補助、災害ボランティア及び支援物資等の受付事務、有価物の分別等作業、罹災証明書発行等事務の協力
10	災害時における礼文町内郵便局、礼文町間の協力に関する協定	礼文町内郵便局 代表日本郵政(株) 北海道支社	H26.7.1	災害時の相互協力
11	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道 北海道市長会 北海道町村会	H27.3.31	災害時の相互応援
12	災害時における物資の緊急･救援輸送等に関する協定	旭川トラック協会稚内支部	H27.12.1	災害時の物資の緊急･救援輸送応援

2　北海道が締結している協定

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
新聞	災害時における報道要請に関する協定	新聞各社(22 社)	S36～	
放送	災害時における放送要請に関する協定	道内放送各社(9 社)	S40.5.20～	
	災害時における放送要請に関する協定	日本コミュニティ放送協会北海道地区協議会	H28.12.8	
医療・福祉・医薬	医療・助産・死体の処理（埋葬及び死体の一時保存を除く。）委託協定	日本赤十字社北海道支部	S34.9.1	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道医師会	S62.12.22	
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	(一社)北海道歯科医師会	H9.4.14	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)スズケン愛生舘営業部	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ほくやく	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)モロオ	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)竹山	H13.4～	
	災害時医薬品備蓄供給業務（委託）	(株)ムトウ	H13.4～	
	災害時の医療救護活動に関する協定	(一社)北海道薬剤師会	H14.2.28	
	北海道ＤＭＡＴの派遣に関する協定	北海道ＤＭＡＴ指定医療機関(34 機関)	H19.9.12～	
	北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する協定	社会福祉法人北海道社会福祉協議会	H23.9.5	
	災害時における医療用ガス等の供給に関する協定	(一社)日本産業・医療ガス協会	H24.9.7	
	災害時の看護職医療救護活動に関する協定	(公社)北海道看護協会	H24.12.28	
	災害時における医薬品等の供給に関する協定	(一社)北海道医薬品卸売業協会	H25.3.29	
	災害時における医療機器の供給に関する協定	北海道医療機器販売業協会	H25.3.29	
	災害時における柔道整復師の救護活動に関する協定	(公社)北海道柔道整復師会	H26.5.16	
	災害時における社会福祉施設等の相互支援協定	北海道老人福祉施設協議会、(一社)北海道老人保健施設協議会、北海道身体障害者福祉施設協議会、(一社)北海道知的障がい福祉協会	H26.11.5	
		北海道救護施設協議会、北海道児童施設協議会、北海道精神障害者社会福祉事業協議会、(公社)日本認知症グループホーム協会北海道支部、(一社)北海道認知症グループホーム協会、北海道母子生活支援施設協議会	H27.3.31	
	災害発生時等における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	H29.1.27	
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における応急生活物資供給等に関する基本協定	北海道生活協同組合連合会	H17.11.22	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定	北海道コカ・コーラボトリング(株)	H18.12.22	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セイコーマート	H18.12.22	帰宅支援含む。
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)ローソン	H20.2.21	別掲 （帰宅支援）
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)セブンーイレブン・ジャパン	H20.7.24	別掲 （帰宅支援）

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結 年 月 日	備考
食料・飲料・生活物資の供給等	災害時における物資の供給に関する協定	(株)イトーヨーカ堂	H20.7.24	
	災害時における飲料の供給等防災に関する協定	サントリーフーズ(株)	H20.12.18	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22.1.20	帰宅支援含む。
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホーマック(株)	H23.3.23	帰宅支援含む。
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	H24.3.27	帰宅者支援含む。
	災害時における物資の供給に関する協定	(株)北海道ファミリーマート、(株)ファミリーマート	H25.11.22	
	災害時における物資の供給に関する協定	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター	H26.11.21	
	災害時における物資の供給に関する協定	コストコホールセールジャパン(株)	H28.6.20	
	災害時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	H29.3.10	
救助・救援等の支援	災害時における災害救助犬の出動に関する協定	ＮＰＯ法人日本レスキュー協会	H20.4.16	
	災害時における隊友会の協力に関する協定	(公社)隊友会北海道隊友会連合会	H21.6.26	
	災害時における動物救護に関する協定	動物救護関係の団体：(公社)北海道獣医師会、(公社)日本愛玩動物協会	H24.12.21	地方自治体：道、札幌市、旭川市、函館市
	災害時及び災害活動に関する協力協定	(公社)日本青年会議所北海道地区協議会	H25.1.23	
	災害時における交通誘導業務等に関する協定	(一社)北海道警備業協会	H10.12.18	
	災害時における応急対策業務に関する協定	(一社)北海道建設業協会	H25.3.25	
	建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定	(一社)北海道道路標示・標識業協会	H25.4.1	
	災害時等の緊急時における業務連携に関する協定	地方独立行政法人北海道立総合研究機構	H22.4.1	
	大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定	(公社)北海道産業廃棄物協会	H23.4.19	
	災害時における協力体制に関する基本協定	(一社)北海道測量設計業協会	H24.10.31	
	災害時における協力体制に関する基本協定	北海道地質調査業協会	H27.1.28	
	土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定	大和運輸(株)（各主管支店）	H27.9	各（総合）振興局において締結
	災害時における協力体制に関する協定	(一社)北海道土木コンクリートブロック協会	H29.1.27	
葬祭の支援	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	北海道葬祭業協同組合	H14.3.29	
	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会	H17.11.1	
	災害時の遺体搬送等に関する協定	(一社)全国霊柩自動車協会	H18.6.23	
住宅の支援	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定	(一社)プレハブ建築協会	H8.11.1	
	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定	(公社)北海道宅地建物取引業協会	H23.5.2	
	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	H24.3.27	
	災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定	(独法)住宅金融支援機構	H27.2.23	
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)壱番屋	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)セブンーイレブン・ジャパン	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)北海道ファミリーマート	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)モスフードサービス	H20.12.17	

分野	協定の名称	協定の相手先	協定締結年月日	備考
帰宅支援	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ローソン	H20.12.17	
	災害時における帰宅者支援に関する協定	(株)ダスキン(ミスタードーナツ店)	H24.11.1	
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	(株)セイコーマート	H18.12.22	(再掲)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	H22.1.20	(再掲)
	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホーマック(株)	H23.3.23	(再掲)
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	(再掲)
	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定（帰宅者支援）	日糧製パン(株)	H24.3.27	(再掲)
輸送	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定	(公社)北海道トラック協会	H23.10.17	
	災害時における緊急・救援輸送等に関する協定	北海道旅客船協会	H24.3.27	
	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定	北海道地区レンタカー協会連合会	H25.3.25	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	全日本空輸(株)	H25.3.29	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	日本航空(株)・(株)ジャルエクスプレス・(株)ジェイアール北海道	H25.3.29	
	災害時における船舶による輸送等に関する協定	日本内航海運組合総連合会	H25.9.27	
	災害時における航空機による緊急輸送業務の協力に関する協定	(株)ＡＩＲＤＯ	H26.1.29	
その他	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	北海道石油業協同組合連合会	H23.12.26	燃料､帰宅者支援含む。
	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	北海道行政書士会	H26.1.29	相談
	災害等による水道施設被害に係る相互応援に関する覚書	日本水道協会北海道支部	H17.4.8	
	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	H27.3.13	
行政機関	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	全国都道府県	H8.7.18	H24.5.18 改正（最新）
	大規模災害時の北海道・東北８道県相互応援に関する協定	北海道、東北８道県	H7.10.31	H26.10.21 改正（最新）
	災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	道及び全道 179 市町村	H9.11.5	H27.3.31 改正（最新）（１と重複）
	大規模災害時の連携に係る協定	陸上自衛隊北部方面隊	H24.6.7	
	災害時の応援に関する協定	財務省北海道財務局、全道 179 市町村	H26.3.28	（１と重複）
	災害救助用米穀等引渡協定	農林水産省北海道農政事務所	H18.10.3	
	北海道における災害時等の相互協力に関する協定	北海道開発局、札幌市	H28.12.9	

（注）民間との協定 71 件延べ 146 企業・団体等（内訳：報道・放送＝3 件 32 社、団体、医療・物資・役務提供等＝68 件延べ 114 企業、団体、独法)、行政機関等 8 件

資料：北海道地域防災計画（資料編）〈平成 29 年５月修正〉を一部加工して作成

○ 資料１－６　消防組織及び消防施設の現況

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

１　利尻礼文消防事務組合（消防署礼文支署・礼文町消防団）の組織

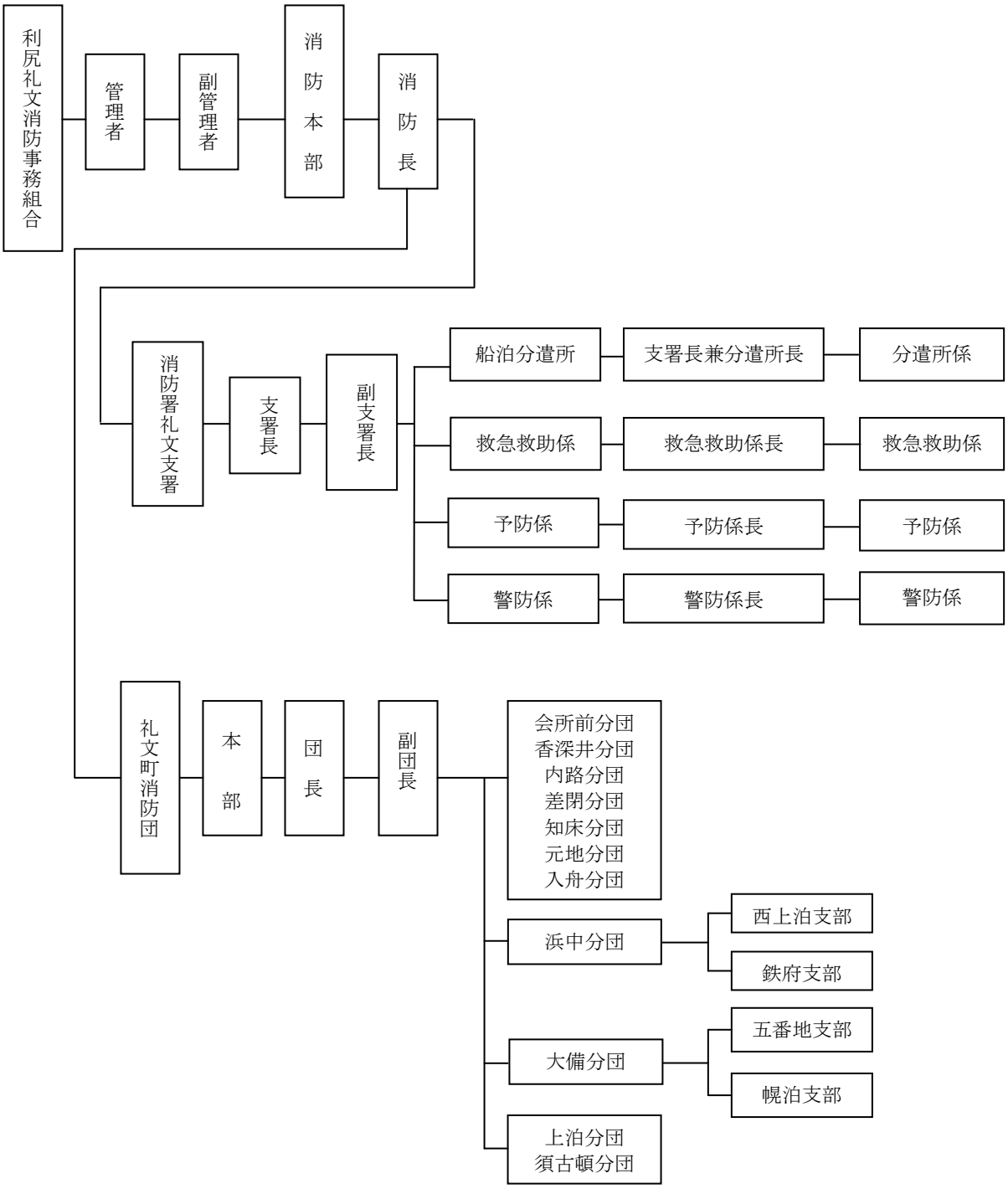

2　現有人員と保有車両

(1)　消防支署及び分遣所

人員・車両＼職・団別		礼文支署	船泊分遣所	合計
消防職員		11	3	14
消防ポンプ自動車等	指令車	1	1	2
	水槽付ポンプ自動車Ⅱ型	1	1	2
	小型動力ポンプ付水槽車	1		1
	救急車	1		1
	小型動力ポンプ	1	1	2
	軽トラック作業車	1	1	2
	合計	6	4	10

(2)　消防団

人員・車両＼職・団別		消防団本部	会所前分団	香深井分団	内路分団	差閉分団	知床分団	元地分団	入舟分団	浜中分団	大備分団	上泊分団	須古頓分団	合計
消防団員	定数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	150
	実数	7	7	12	6	10	13	11	11	19	29	9	10	144
消防ポンプ自動車等	指令車													
	水槽付ポンプ自動車													
	小型動力ポンプ付水槽車													
	小型動力ポンプ付積載車		1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	15
	小型動力ポンプ													
	トラック													
	合計		1	1	1	1	1	1	1	3	3	1	1	15

3　消防水利

水利施設 / 地域	消火栓（基）			防火水槽（基）		合計
	公設			公設		
	双 口	単 口	単口基準外	40 ㎥以上	40 ㎥以下基準外	
元地			4	1		5
尺忍・差閉・奮部・知床			14	5		19
会所前・入舟			12	4		16
手然・津軽町			7	2		9
香深井			9	2		11
起登臼			2			2
内路			4			4
赤岩			5	1		6
高山・上泊			4	2		6
五番地・幌泊			4	1		5
大備・浜中			12	8	1	21
須古頓・白浜・江戸屋			2	2	1	5
鉄府・西上泊			6	2		8
合　　計			85	30	2	117

○ 資料１－７　消防信号（消防法施行規則第 34 条の規定による消防信号）

	種　　別	打 鐘 信 号	余韻防止付きサイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約 800m以内のとき	●－●－●－●－● （連点）	約３秒 ●―　●－●－ 約２秒（短声連点）	
	出場信号 署所団出場区域内	●－●－●　●－●－● （３点）	約５秒 ●―　●－●－ 約６秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	●－●　●－●　●－● （２点）		
	報知信号 出場区域外の火災を認知したとき	●　●　●　●　● （１点）		
	鎮火信号	●　●－●　●　●－● （１点と２点の斑打）		
山林火災信号	出場信号 署所団出場区域内	●－●－●　●－● （３点と２点の斑打）	約 10 秒 ●―　●― 約２秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき			
火災警報信号	火災警報発令信号	●　●－●－●－● ●　●－●－●－● （１点と４点の斑打）	約 30 秒 ●―　●― 約６秒	掲示板 火災警報発令中 赤地に白字形状及び大きさは適宜とする。 旗 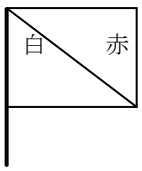 吹流し 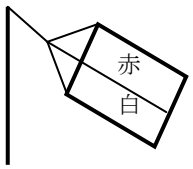
	火災警報解除信号	●　●　●－● ●　●　●－● （１点２個と２点との斑打）	約 10 秒　約１分 ●―　●― 約３秒	口頭伝達、掲示板の撤去、吹流し及び旗の降下
演習招集信号	演習招集信号	●　●－●－● ●　●－●－● （１点と３点の斑打）	約 15 秒 ●―　●― 約６秒	

備考：１　火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれ１種又は２種以上を併用することができる。
　　２　信号継続時間は、適宜とする。
　　３　消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。

○ 資料１－８　水防資器材等備蓄状況及び資材の調達先

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

１　水防資器材等備蓄状況

区分	品名	単位	数量	区分	品名	単位	数量
水防用資材	麻袋・土のう袋類	袋	3,750	水防用器材	掛矢	丁	
	ビニールシート	枚	50		のこぎり	丁	
	ロープ（縄）	kg	3		ツルハシ	丁	
	鉄線	kg			スコップ	丁	10
	丸太	kg			鉈	丁	
	木杭・鉄杭	kg			ペンチ	丁	
	ビニールパイプ（竹樋・木樋）	本			鎌	丁	
	竹	本			おの	丁	
	蛇籠	本			ハンマー	丁	1
	かすがい	本			一輪車	台	
	畳	枚			たこづち	丁	
	予備土	m^3			はしご	脚	1
	詰め石用石	m^3			モッコ	組	
	土のう	袋			照明器具	台	40
	トンパック	袋	43		ナタ	丁	
	かます	袋					

２　資材の調達先

資材店	調達できる資材	所在地	連絡先
香深漁業協同組合	土のう用袋、スコップ、縄、丸太、くい、くわ	礼文町大字香深村字会所前	86-1745 (FAX 86-1583)
船泊漁業協同組合		礼文町大字船泊村字大備	87-2102 (FAX 83-3015)
吉田商店		礼文町大字香深村字会所前	86-2063 (FAX 86-1504)

○ 資料１－９　関係機関等の連絡先

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

１　礼文町

(1)　庁舎等

機　関　名	所　在　地	連絡先
礼文町役場	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地 5	0163-86-1001 (FAX 86-1007)
礼文町役場船泊支所 （※礼文空港管理事務所）	礼文町大字船泊村ウエンナイホ （※礼文町大字船泊村字ホロトマリ）	0163-87-2005 (FAX 86-1790) (※0163-87-2028)
礼文町教育委員会	礼文町大字香深村ワウシ	0163-86-2119 (FAX 86-1790)
礼文町衛生センター	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-2277 (FAX 86-1387)
礼文町国民健康保険船泊診療所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 413	0163-87-2771 (FAX 87-2594)

※礼文空港管理事務所は必要により開設され、通常礼文町役場船泊支所が兼務する。

(2)　学校・要配慮者施設等

機　関　名	所　在　地	連絡先	備考
礼文町立礼文小学校	礼文町大字香深村字トンナイ 828 番地	0163-86-1039 (FAX 86-2771)	
礼文町立香深井小学校	礼文町大字香深村字カフカイ 301 番地	0163-86-1926 (FAX 86-2191)	
礼文町立船泊小学校	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 393 番地	0163-87-2759 (FAX 87-3223)	
礼文町立香深中学校	礼文町大字香深村字トンナイ 914 番地	0163-86-2021 (FAX 86-2041)	
礼文町立船泊中学校	礼文町大字船泊村字ヲションナイ 202 番地	0163-87-2149 (FAX 87-3301)	
北海道立礼文高等学校	礼文町大字船泊村字ヲチカフナイ 27 番地	0163-87-2358 (FAX 87-2301)	
特別養護老人ホーム「礼宝園」	礼文町大字香深村字カフカイ 766 番地	0163-86-2200 (FAX 86-2202)	
礼文町老人福祉寮	礼文町大字香深村字カフカイ 766 番地	0163-86-2200 (FAX 86-2202)	
礼文町国民健康保険船泊診療所 （入院・透析病棟）	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 413 番地	0163-87-2771 (FAX 87-2594)	(IP 33-1000)
礼文町立香深保育所	礼文町大字香深村字カフカイ 330 番地	0163-86-2129 (FAX 86-2180)	
礼文町立船泊保育所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ	0163-87-2130 (FAX 87-2130)	

(注) 町内全世帯及び各機関等には、ＩＰ告知端末が設置されており、呼び出し番号は、個別電話番号から局番を除く番号です。連絡先のほか、ＩＰ告知端末による連絡も可能です。なお、本資料におけるＩＰ告知端末番号の表示は、連絡先番号と違う場合、又はＩＰ告知端末のみ設置されている場合に記載しています。

(3)　その他の公共施設

種別	施設の名称	所在地	連絡先
集会・スポーツ	礼文町民活動総合センター （ピスカ２１）	礼文町大字香深村字ワウシ 958 番地の 4	0163-86-2119 (FAX 86-7790)
	礼文町スポーツ文化交流センター （輝交流館＝一部役場支所）	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 297 番地の 1	0163-87-2005 (FAX 86-1790)
	礼文町ふれあいコミュニティセンター	礼文町大字香深村字カフカイ 650 番地	0163-85-7101 (FAX 85-7102)
	礼文町総合体育館（潮騒ドーム）	礼文町大字香深村字カフカイ 112 番地	0163-86-2255 (FAX 88-2256)
公園・交流等施設	ふるさと応援体験道場 （宿泊施設・緑ヶ丘管理棟併設）	礼文町大字香深村字カフカイ 1143 番地	0163-85-7131 (FAX 85-7131)
	礼文町総合交流促進施設 （温泉うすゆきの湯）	礼文町大字香深村字ベッシュ 961 番地の 1	0163-86-2345 (FAX 86-2346)
観光等	北のカナリアパーク （展望休憩施設）	礼文町大字香深村字フンベネフ 600 番地	
	高山植物培養センター （管理棟）	礼文町大字船泊村国有林野 151 林班	0163-87-2941 (FAX 87-2942)
	久種湖畔キャンプ場 （管理棟）	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 397 番地の 8	0163-87-3110 (FAX 87-3110)
	香深港フェリーターミナル	礼文町大字香深村香深港港湾施設用地	0163-86-1662 (FAX 86-1662)
	礼文町観光案内所	礼文町大字香深村香深港港湾施設用地	0166-86-2655
	礼文空港 （ターミナルビル等）	礼文町大字船泊村字ホロトマリ	0163-87-2028
衛生施設	礼文町衛生センター （し尿処理施設）	礼文町大字香深村字カフカイ 816 番地の 1	0163-86-1381 (FAX 86-1387)
	礼文町衛生センター （ごみ処理施設）	礼文町大字香深村字カフカイ 1161 番地	0163-86-1463 (FAX 86-1487)
	礼文町香深アクアプラント （下水処理施設）	礼文町大字香深村字カフカイ 1264 番地	0163-86-2277 (FAX 86-1387)
防災避難所等	礼文町知床地区防災避難所 （旧尺忍小学校）	礼文町大字香深村字シレトコマナイ 185 番地の 1	IP　77-0314
	礼文町須古頓地区防災避難所 （旧須古頓小学校）	礼文町大字船泊村字スコトントマリ 746 番地	IP　33-0262

2　消防機関

機　関　名	所在地	連絡先
利尻礼文消防事務組合		
消防本部	利尻町沓形泉町	0163-84-2742 (IP 77-1119) (FAX 84-2934)
消防署礼文支署	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 1	0163-86-1119 (IP 77-1119) (FAX 86-1971)
消防署礼文支署船泊分遣所	礼文町大字船泊村字ヲションナイ 159 番地の 7	0163-87-2119 (FAX 87-3119)
礼文町消防団本部	礼文町大字香深村字会所前 40 番地の 1	0163-86-1119 (FAX 86-1971)
会所前分団	分団常設なし（消防本部から分団長に直接連絡）	
香深井分団		
内路分団		
差閉分団		
知床分団		
元地分団		
入舟分団		
大備分団		
浜中分団		
上泊分団		
須古頓分団		

3　北海道

(1)　振興局等

機　関　名	所　在　地	連絡先	
宗谷総合振興局			
地域創生部 地域政策課	稚内市末広 4 丁目 2-27	代　表	0162-33-2516 (内線 2191)
		ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ	0162-33-2526
		FAX 番号	0162-33-2644
稚内建設管理部（治水課（河川・防災))	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2556 (FAX 0162-33-8207)	
礼文出張所	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 401	0162-87-2316 (FAX 87-2317)	
稚内保健所	稚内市末広 4 丁目 2-27	0162-33-2538 (FAX 0162-32-2253)	
利尻地域保健支所	利尻町沓形字日出町 13-1	0163-84-2247 (FAX 84-2246)	
宗谷家畜保健衛生所	浜頓別町緑ケ丘 8 丁目 3	01634-2-2106 (FAX 01634-2-4340)	
宗谷地区水産技術普及指導所礼文支所	礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ 32-6	0162-86-2053 (FAX 0162-33-2566)	
宗谷教育局	稚内市末広 4 丁目 2-27	代表 0162-33-3924 (FAX 0162-33-2566)	

(2)　危機対策局

部名	局課名	グループ名	所　在　地	電話番号		FAX 番号
				代表（内線）	ダイヤルイン	
総務部	危機対策局 危機対策課	危機調整グループ	札幌市中央区 北 3 条西 6 丁目	011-231-4111	011-204-5007	011-231-4314 011-251-6242
				内線 22-552		
				内線 22-561		
		防災グループ		内線 22-554	011-204-5008	
				内線 22-568		
		消防グループ		内線 22-555	011-204-5009	
				内線 22-576		
	危機対策局 原子力安全対策課	企画防災グループ		内線 22-852	011-204-5011	011-232-1101
				内線 22-861		
	危機対策局	休日・夜間（当直室）		内線 22-586	011-231-3398	011-231-3402

(3)　防災航空室

部名	課名	室名	所　在　地	電話番号	FAX 番号
総務部	危機対策課	防災航空室	札幌市東区丘珠町 755-11	011-782-3233	011-782-3234

4　北海道警察

機　関　名	所　在　地	連絡先
北海道警察本部（警備課 災害第一係）	札幌市中央区北 2 条西 7 丁目	011-251-0110 （内線 5722）
旭川方面本部	旭川市 1 条通 25 丁目 487-6	0166-35-0110
稚内警察署	稚内市大黒 1 丁目 6－48	0162-24-0110
香深駐在所	礼文町大字香深村字トンナイ 700	0162-86-1110 (FAX 86-1110)
船泊駐在所	礼文町大字船泊村字ヲションナイ 310-1	0162-87-2110 (FAX 87-2110)

5　指定地方行政機関

機　関　名		所　在　地	連絡先
北海道開発局稚内開発建設部 防災対策官		稚内市末広 5 丁目 6 番 1 号	0162-33-1087 (FAX 0162-33-1051)
稚内港湾事務所	（港湾課）	稚内市末広 4 丁目 5 番 33 号	0162-33-1160 (FAX 0162-33-1047)
稚内港湾事務所	（香深分駐所）	礼文町大字香深村字ベッシュ	0163-86-1773
北海道総合通信局 防災対策推進室		札幌市北区北 8 条西 2 丁目 1-1 札幌第 1 合同庁舎	011-747-6451
北海道農政事務所 旭川地域拠点		旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 15 号	0166-76-1277 (FAX 0166-30-9305)
宗谷森林管理署		稚内市中央 1 丁目 2-7	0162-23-3617 (FAX 0162-23-3615)
礼文森林事務所		礼文町大字香深村字ヘウケトンナイ	0163-86-1606 (FAX 86-1606)
札幌管区気象台		札幌市中央区北 2 条西 18-2	011-611-6127 (FAX 011-24-5951)
稚内地方気象台	技術課	稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号稚内港湾合同庁舎	0162-23-2679 (FAX 0162-84-5951)
稚内地方気象台	防災業務課(防災管理官)	稚内市開運 2 丁目 2 番 1 号稚内港湾合同庁舎	0162-23-2679 (FAX 0162-23-2679)
第一管区海上保安本部 稚内海上保安部		稚内市開運 2 丁目 2-1	(代表)0162-23-2633 (救難)0162-23-2631 (FAX) 0162-29-2007
北海道労働局 稚内労働基準監督署		稚内市末広 3 丁目 3-1	0162-23-3833
環境省 北海道地方環境事務所 稚内自然保護官事務所		稚内市末広 5 丁目 6-1 稚内地方合同庁舎	0162-33-1100 (FAX 0162-33-1101)

6　自衛隊

(1)　陸上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
北部方面総監	防衛部運用室	札幌市中央区南 26 条西 10 丁目	011-511-7116 内線 2574～2576
第２師団長	第３部防衛班	旭川市春光町	0166-51-6111 内線 2791(当直 2300)
第３普通科連隊長			
名寄駐屯地司令	連隊第３科	名寄市内淵 84	01654-3-2137 内線 230(当直 302)
礼文分屯地司令	第 301 沿岸監視隊 礼文派遣隊	礼文町大字船泊村字沼の沢	0163-87-2458

(2)　海上自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
大湊地方総監	防衛部３室	青森県むつ市大湊町 4-1	0175-24-1111 内線 2224(当直 2222)
函館基地隊司令	警備科	函館市大町 10-3	0138-23-4241 内線 224(当直 300)

(3)　航空自衛隊

指定部隊等の長	担当部課	所在地	連絡先
北部航空方面隊司令	防衛部	青森県三沢市後久保 125-7	0176-53-4121 内線 2353(当直 3901)
第２航空団司令	防衛部	千歳市平和無番地	0123-23-3101 内線 2231(当直 3800)

7　指定公共機関

機　関　名		所　在　地	連絡先
日本郵便(株) 北海道支社 総務人事部危機管理担当		札幌市中央区北２条西４丁目３番地	011-214-4000
礼文香深郵便局		礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1760 (FAX 86-1013)
香深井郵便局		礼文町大字香深村字カフカイ	0163-86-1775 (FAX 86-1088)
内路郵便局		礼文町大字香深村字ナイロ	0163-87-2850 (FAX 87-2390)
船泊郵便局		礼文町大字船泊村字ヲションナイ	0163-87-2760 (FAX 87-2329)
東日本電信電話(株) 北海道事業部 災害対策室		札幌市中央区北１条西４丁目	011-212-4488
北海道電力(株)	稚内営業所	稚内市港３丁目１番 13 号	0162-23-4001 (FAX 0162-23-2017)
	礼文発電所	礼文町大字香深村字キトウス	0163-87-2805 (FAX 87-2457)
日本放送協会 旭川放送局 稚内報道室		稚内市港１丁目 2-3	0162-23-3403

8　指定地方公共機関

機　関　名	所　在　地	連絡先
一般社団法人宗谷医師会	稚内市宝来１丁目１番１号	0162-24-1510
一般社団法人北海道ＬＰガス協会宗谷支部	稚内市開運２丁目 2-5	0162-24-2038 (FAX 0162-24-2039)
社会福祉法人北海道社会福祉協議会	札幌市中央区北２条西７丁目北海道社会福祉総合センター「かでる２・7」	011-241-3976 (FAX 011-251-3971)
ハートランドフェリー(株) 稚内支店	稚内市開運２丁目 7－1	0162-23-3780 (FAX 0162-23-6730)

9　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機　関　名	所　在　地	連絡先
香深漁業協同組合	礼文町大字香深村字トンナイ	0163-86-1745 (FAX 86-1583)
船泊漁業協同組合	礼文町大字船泊村字ヲションナイ	0163-87-2101 (FAX 87-3015)
香深森林愛護組合 船泊森林愛護組合	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地５ (事務局：礼文町役場建設課)	0163-86-1001 (FAX 86-1007)
礼文町商工会	礼文町大字香深村字ワウシ	86-1376 (FAX 86-1580)
社会福祉法人礼文町社会福祉協議会	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地の５ 町民センター2 階	0163-86-2003
日本赤十字社北海道支部礼文町分区	礼文町大字香深村字トンナイ 558 番地の５ （事務局：礼文町役場町民課）	0163-86-1001 (FAX 86-1007)
礼文町香深歯科診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 17	0163-86-1168
礼文町船泊歯科診療所	礼文町大字船泊村字ノトウシ	0163-87-2405 (FAX 87-3044)
北海道立香深診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 17	0163-86-1239
公益社団法人 北海道海難防止・水難救済センター宗谷支部	(事務局：札幌本部) 札幌市中央区北３条西７丁目水産ビル	011-221-1831 (FAX011-221-1832)
香深救難所	礼文町大字香深村字トンナイ (事務局：香深漁業協同組合)	0163-86-1745 (FAX 86-1583)
船泊救難所	礼文町大字船泊村字ヲションナイ (事務局：船泊漁業協同組合)	0163-87-2101 (FAX 87-2627) 詰所 87-2627
宗谷バス(株)礼文営業所	礼文町大字香深村字ワウシ	86-1020 (FAX 86-2151)
礼文運送株式会社	礼文町大字香深村字ワウシ	86-1662 (FAX 86-1180)
地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 水産研究本部 稚内水産試験場	稚内市末広４丁目５番 15 号	0162-32-7177

10　近隣市町村

市町村名	課名	係名	所　在　地	電話番号	FAX 番号
稚内市	総務防災課	防災グループ	稚内市中央 3 丁目 13 番 15 号	0162-23-6161	0162-23-3350
利尻町	総務課	防災エネルギー係	利尻町沓形字緑町 14 番地 1	0163-84-2345	0163-84-3553
利尻富士町	総務課	防災情報係	利尻富士町鴛泊字富士野 6 番地	0163-82-1111	0163-82-1253
豊富町	総務課	総務係	豊富町大通 6 丁目	0162-82-1001	0162-82-2806
枝幸町	総務課	防災協働グループ	枝幸町本町 916 番地	0163-62-1234	0163-62-3353
中頓別町	総務課	総務グループ	中頓別町字中頓別 172 番地 6	01634-6-1111	01634-6-1155
浜頓別町	総務課	総務係	浜頓別町中央南 1 番地	01634-2-2345	01634-2-4766
猿払村	総務課	情報防災係	猿払村鬼志別西町 172 番地 1	01635-2-3131	01635-2-3812
幌延町	総務財政課	防災情報課	幌延町宮園町 1 番地 1	01632-5-1111	01632-5-2971

2　気象・震度階級等

○ 資料２－１　災害の記録

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

災害年月日	発生地区	災害種別	内容（原因）
平成元年 9 月 28 日	町内全域	集中豪雨	住家被害　1 件 土木被害　7 件
平成元年 10 月 17 日	会所前・高山地区	集中豪雨	土木被害　2 件
平成 2 年 3 月 31 日	元地地区	地すべり	1 件
平成 2 年 4 月 8 日	町内全域	強風波浪	水害被害　26 件 公立文教被害　2 件 その他　3 件
平成 2 年 11 月 10 日	町内全域	強風波浪	住家被害　18 件 非住家被害　11 件 土木被害　1 件 水産被害　13 件 公共文教被害　4 件 社会教育施設被害　1 件 その他　6 件
平成 3 年 3 月 31 日	高山地区	雪崩	非住家被害　1 件 水産被害　1 件
平成 3 年 4 月 3 日	手然地区	雪崩	非住家被害　1 件 水産被害　1 件
平成 3 年 4 月 4 日	鉄府地区	融雪	土木被害　2 件
平成 3 年 7 月 31 日	会所前地区	集中豪雨	土木被害　1 件
平成 4 年 9 月 2 日	町内全域	集中豪雨	住家被害　2 件 土木被害　3 件 水産被害　1 件
平成 4 年 9 月 17 日	町内全域	集中豪雨	住家被害　2 件 土木被害　4 件
平成 4 年 12 月 8 日	町内全域	集中豪雨	住家被害　2 件 土木被害　4 件
平成 5 年 9 月 19 日	西上泊地区	波浪	水産被害　1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 5 年 12 月 17 日	町内全域	強風波浪	住家被害 13 件 非住家被害 28 件 水産被害 10 件 商工被害 1 件 その他 4 件
平成 6 年 3 月 9 日	津軽町地区	強風	住家被害 2 件
平成 6 年 3 月 25 日	上泊地区	波浪	水産被害 1 件
平成 6 年 8 月 12 日	知床地区	集中豪雨	非住家被害
平成 6 年 10 月 11 日	元地浜中地区	大規模地すべり	避難住家 4 件
平成 6 年 10 月 13 日	町内一円	強風波浪	住家被害 27 件 非住家被害 43 件 土木被害 13 件 水産被害 32 件 商工被害 8 件 公立文教被害 5 件 その他 15 件
平成 7 年 7 月 25 日	町内一円	台風崩れの低気圧による大雨	住家被害 4 件 土木被害 2 件
平成 7 年 9 月 3 日	町内一円	集中豪雨	住家被害 7 件 土木被害 10 件
平成 7 年 11 月 8 日	町内一円	暴風	住家被害 49 件 非住家被害 81 件 水産被害 53 件 商業被害 22 件 公立文教被害 18 件 その他 23 件
平成 8 年 9 月 11 日	船泊地区	集中豪雨	土木被害 9 件
平成 9 年 1 月 2 日～4 日	香深地区	暴風	土木被害 1 件
平成 11 年 4 月 1 日	内路地区	融雪	住家被害 1 件 土木被害 1 件
平成 11 年 7 月 30 日	会所前・津軽町地区	大雨	住家被害 1 件 土木被害 1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 11 年 8 月 22 日	町内一円	集中豪雨	住家被害 17 件 河川氾濫 4 件 土木被害 11 件 道路被害 12 件
平成 11 年 9 月 25 日	町内一円	大雨	非住家被害 1 件 土木被害 1 件 その他 1 件
平成 11 年 10 月 3 日	起登臼・差閉地区	大雨	土木被害 2 件
平成 12 年 10 月 1 日	手然・津軽町地区	大雨	土木被害 2 件
平成 13 年 3 月 21 日 ～22 日	町内一円	暴風	住家被害 1 件 非住家被害 3 件 公立文教被害 1 件
平成 13 年 12 月 14 日	会所前地区	大雨による融雪、 土砂崩落	住家被害 1 件 商工被害 1 件 道路被害 1 件 公立文教被害 1 件 その他 1 件
平成 14 年 10 月 2 日	町内一円	暴風	非住家被害 1 件 漁港被害 1 件 その他 1 件
平成 14 年 10 月 27 日	西上泊・奮部地区	低気圧による高波	水産被害 1 件 その他 1 件
平成 14 年 11 月 12 日	幌泊・五番地・ 江戸屋・須古頓地区	大雨	非住家被害 1 件 土木被害 9 件
平成 14 年 11 月 20 日	起登地区	暴風	公園被害 1 件
平成 15 年 5 月 25 日	元地地区	土砂崩落	土木被害 1 件
平成 15 年 9 月 14 日	香深港	台風	水産被害 1 件
平成 16 年 2 月 23 日	五番地地区	雪崩	住宅被害 1 件
平成 18 年 10 月 8 日	奮部地区	暴風（低気圧）	住宅被害（一部破損） 1 件
平成 19 年 1 月 7 日	会所前・江戸屋地区	暴風（低気圧）	水産被害（共同施設） 2 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 19 年 8 月 2 日	宇遠内地区	大雨	道路被害　1 件
平成 19 年 8 月 9 日	香深地区	大雨（土砂流出）	住家被害（床下浸水）　2 件 河川被害　2 件 道路被害　11 件 地すべり　2 件
平成 20 年 10 月 4 日	香深井・手然・元地地区	大雨	道路被害　1 件 河川被害　1 件 公園被害（法面崩壊）　1 件 その他（土木）　1 件
平成 21 年 6 月 15 日	上泊地区	大雨（土砂崩落）	1 件 住家被害（一部破損）　1 件 地すべり
平成 22 年 1 月 1 日 ～2 日	起登臼地区	波浪	水産被害（船揚場）　1 件
平成 22 年 3 月 12 日 ～13 日	元地・トンナイ地区	波浪	漁港被害(ケーソン移動)　1 件 港湾被害（船揚場）　1 件
平成 22 年 4 月 14 日 ～15 日	西上泊地区	波浪	道路被害　1 件
平成 22 年 7 月 29 日	江戸屋地区	大雨	道路被害　1 件 地すべり　2 件
平成 23 年 5 月 2 日 ～3 日	江戸屋・元地地区	降雨	地すべり　2 件
平成 23 年 9 月 5 日	起登臼地区	降雨	がけ崩れ　1 件
平成 23 年 12 月 24 日	手然地区	雪崩	非住家被害（半壊）　1 件
平成 23 年 3 月 16 日	尺忍地区	積雪･落雪	非住家被害　2 件 （自治会館：一部損）
平成 24 年 2 月 15 日	船泊地区ほか	積雪・雪崩・ 暴風・波浪	住家被害（半壊）　1 件 〃　（一部破損）　8 件 非住家被害（全壊）　2 件 〃　（半壊）　3 件 道路被害（カーブミラー）　2 件 水産被害（天蓋）　1 件
平成 24 年 2 月 23 日	江戸屋地区	雪崩	非住家被害　1 件 （自治会館：半損）

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 24 年 3 月 16 日	尺忍・大備地区	積雪・落雪・強風	非住家被害　2 件 （自治会館：半損）
平成 24 年 3 月 17 日	入舟地区	積雪	非住家被害（全壊）　1 件
平成 24 年 3 月 30 日	赤岩地区	雪崩	住家被害（一部破損）　1 件
平成 24 年 4 月 4 日	浜中・鉄府・大備地区	強風	住家被害（一部破損）　2 件 非住家被害　2 件 （自治会館ほか：一部損）
平成 24 年 4 月 17 日	上泊・高山地区	雪崩	住家被害（一部破損）　2 件
平成 24 年 7 月 12 日	召国地区	落石	住家被害（一部破損）　1 件
平成 24 年 9 月 17 日	江戸屋地区	大雨	地すべり　1 件
平成 24 年 9 月 19 日	赤岩地区	大雨	住家被害（一部破損）　1 件 地すべり　1 件
平成 25 年 3 月 1 日 ～2 日	町内一円	低気圧による暴風等	住家被害（一部破損）　3 件 非住家被害（全壊）　1 件 〃　（半壊）　5 件 道路被害　2 件 水産被害（共同利用等）　2 件 衛生被害（水道施設）　1 件
平成 25 年 9 月 4 日 ～5 日	江戸屋・上泊・尺忍・奮部地区	大雨・強風	非住家被害　1 件 （一部損：公衆トイレ） 地すべり　1 件 道路被害　1 件 その他（自治会館ＩＰ）　1 件
平成 25 年 11 月 27 日	大備地区	低気圧による暴風等	非住家被害（半壊）　1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 26 年 8 月 24 日 （激甚災害に指定）	町内一円	大雨・土砂災害	人的被害（死者）　2 人 〃　（重傷）　1 人 住家被害（全壊）　2 件 〃　（一部破損）　10 件 〃　（床上浸水）　2 件 〃　（床下浸水）　5 件 非住家被害（全壊）　3 件 〃　（半壊）　1 件 道路被害　25 件 河川被害　7 件 がけ崩れ　41 件 土砂流出　9 件 水産被害（漁港施設等）　77 件 林業被害（林野土砂）　45 件 衛生被害（簡水施設）　4 件 商工被害 （住家・非住家と重複） 公立文教施設被害 （林業重複） （自主避難） 6 地区（9 避難所 139 人） （避難勧告発令） 7 地区（9 避難所 340 世帯 689 人） 〔自主避難重複〕 うち 6 地区(8 避難所 78 世帯 182 人) 〔炊出し等〕
平成 26 年 10 月 10 日	船泊地区	暴風	非住家被害（一部損）　4 件 商工被害（宿泊施設）　2 件
平成 26 年 11 月 3 日 ～4 日	須古頓・大備地区	暴風	住家被害（一部破損）　2 件 非住家被害（一部損）　3 件
平成 26 年 12 月 17 日	上泊・起登臼・ 香深井・尺忍地区	暴風雪・波浪	住家被害（半壊）　1 件 〃　（一部破損）　2 件 非住家被害（半壊）　3 件 河川被害　1 件 水産被害（漁港施設）　1 件 〃　（その他施設）　1 件 〃　（漁船）　8 件 〃　（その他）　1 件 その他（屋外拡声器）　1 件
平成 27 年 7 月 13 日 ～14 日	津軽町	大雨	地すべり　1 件

災害年月日	発生地区	災害種別	内容(原因)
平成 27 年 10 月 2 日	津軽町	暴風	人的被害（転倒軽傷） 1 件 住家被害（一部破損） 67 件 非住家被害（公共全壊） 2 件 〃 （全壊） 35 件 〃 （半壊） 7 件 道路被害 1 件 水産被害（漁船） 21 件 〃 （漁港施設） 4 件 〃 （共同利用施設） 3 件 〃 （その他施設） 6 件 公立文教施設被害 （小学校） 3 件 〃 （中学校） 2 件 〃 （高校） 1 件 その他（屋外拡声器） 2 件
平成 27 年 10 月 12 日	元地・尺忍・須古頓地区	暴風	道路災害 1 件 その他（屋外拡声器等） 3 件
平成 28 年 1 月 19 日	五番地地区	低気圧による強風	道路被害(カーブミラー) 1 件 その他 4 件
平成 28 年 3 月 1 日	五番地地区	低気圧による暴風雪	港湾被害（天蓋施設） 2 件
平成 28 年 8 月 31 日	差閉・奮部・幌泊・五番地・須古頓地区	台風（10 号）	住家被害（一部破損） 1 件 水産被害(共同利用施設) 1 件
平成 28 年 9 月 6 日	五番地地区	大雨	地すべり 3 件 林業被害（治山施設） 1 件
平成 29 年 11 月 11 日	幌泊地区	暴風	住家被害（一部破損） 1 件
平成 29 年 12 月 11 日	幌泊地区	暴風雪	住家被害（一部破損） 1 件
平成 29 年 12 月 25 日	大備地区	暴風雪	その他（シェルター避難路） 1 件
平成 30 年 2 月 24 日	江戸屋・香深地区	暴風雪	住家被害（一部破損） 1 件 土木被害（港湾） 1 件

○ 資料２－２　気象等に関する警報・注意報発表基準

（平成 29 年 7 月 7 日現在）

発表官署 稚内地方気象台

種 類		発 表 基 準		
警報	大雨※1（浸水害）	表面雨量指数基準	9	
	大雨※1（土砂災害）	土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	大沢川流域=6.9	
		複合基準※	－	
		指定河川洪水予報による基準	＝	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s　雪による視程障害を伴う
			海上	25m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 50cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	1.1m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	6	
		土壌雨量指数基準	85	
	洪水	流域雨量指数基準	大沢川流域=5.5	
		複合基準※	－	
		指定河川洪水予報による基準	＝	
	強風	平均風速	陸上	13m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	11m/s　雪による視程障害を伴う
			海上	15m/s　雪による視程障害を伴う
	大雪	降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 30cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	0.7m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	50mm 以上：24 時間雨量と融雪量（相当水量）の合計		
	濃霧	視程	陸上	200m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 30%　実効湿度 60%		
	なだれ	①　24 時間降雪の深さが 30cm 以上 ②　積雪の深さ 50cm 以上で、日平均気温 5℃以上		
	低温	5 月～10 月：（平均気温）平年より 5℃以上低い日が 2 日以上継続 11 月～4 月：（最低気温）平年より 8℃以上低い		
	霜	最低気温 3℃以下		
	着氷	船体着氷：水温 4℃以下　気温-5℃以下で風速 10m/s 以上		
	着雪	気温 0℃位で、強度並以上の雪が数時間以上継続		

（注）土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

※　（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

(1)　本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2)　警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3)　大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4)　表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5)　表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。

(6)　大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表するため、大雨警報の欄中、(浸水害）は「大雨警報（浸水害)」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害)」の基準をそれぞれ示している。

(7)　大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(8)　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は１km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。１km 四方毎の基準値については、別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

(9)　洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。

(10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料
（http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

(12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△］」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

○ 資料２－３　雨量観測所

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

観測地点	関係河川名	所在地	管理者
元地冷水 （もとちひやみず）	その他	礼文町大字香深村字モトチ 154 番地 1 地先	宗谷総合振興局 稚内建設管理部
香深（尺忍）	その他	礼文町大字香深村字ワウシ 348-2	
起登臼	その他	礼文町大字香深村字ヲバシトロマナイ	
須古頓	その他	礼文町大字船泊村字レタリヲタ	
礼文（気象） （れぶん）	その他	礼文町大字香深村字トンナイ	稚内地方気象台

○ 資料２－４　気象庁震度階級関連解説表

（平成 21 年 3 月 気象庁）

使用にあたっての留意事項

(1)　気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2)　地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3)　震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4)　この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5)　この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6)　この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用　　語	意　　味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

（注）気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	―	―
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	―	―
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	―
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1）木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、おおむね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間が掛かることがある。

※　震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

3　災害危険区域等

○ 資料３－１　土砂災害危険箇所等

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
1	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅰ-6-83-2418	礼文元地 1			
2		Ⅰ-6-84-2419	礼文元地 2			
3		Ⅰ-6-85-2420	礼文元地 3			
4		Ⅰ-6-86-2421	礼文元地 4			
5		Ⅰ-6-87-2422	礼文元地 5			
6		Ⅰ-6-88-2423	礼文元地 6			
7		Ⅰ-6-89-2424	礼文宇遠内 1			
8		Ⅰ-6-90-2425	礼文宇遠内 2			
9		Ⅰ-6-91-2426	礼文宇遠内 3			
10		Ⅰ-6-92-2427	礼文宇遠内 4			
11		Ⅰ-6-93-2428	礼文西上泊 1			
12		Ⅰ-6-94-2429	礼文西上泊 2			
13		Ⅰ-6-95-2430	礼文鉄府 1			
14		Ⅰ-6-96-2431	礼文鉄府 2			
15		Ⅰ-6-97-2432	礼文鉄府 3			
16		Ⅰ-6-98-2433	礼文須古頓 1			
17		Ⅰ-6-99-2434	礼文白浜 1			
18		Ⅰ-6-100-2435	礼文江戸屋 1			
19		Ⅰ-6-101-2436	礼文江戸屋 2			
20		Ⅰ-6-102-2437	礼文江戸屋 3			
21		Ⅰ-6-103-2438	礼文浜中 1			
22		Ⅰ-6-104-2439	礼文浜中 2			
23		Ⅰ-6-105-2440	礼文浜中 3			
24		Ⅰ-6-106-2441	礼文浜中 4			
25		Ⅰ-6-107-2442	礼文浜中 5			
26		Ⅰ-6-108-2443	礼文浜中 6			
27		Ⅰ-6-109-2444	礼文大備 1			
28		Ⅰ-6-110-2445	礼文大備 2			
29		Ⅰ-6-111-2446	礼文大備 3			
30		Ⅰ-6-112-2447	礼文大備 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
31		Ⅰ-6-113-2448	礼文大備 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
32		Ⅰ-6-114-2449	礼文大備 6	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
33		Ⅰ-6-115-2450	礼文大備 7	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
34		Ⅰ-6-116-2451	礼文大備 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
35		Ⅰ-6-117-2452	礼文五番地 1			
36		Ⅰ-6-118-2453	礼文五番地 2			
37		Ⅰ-6-119-2454	礼文五番地 3			

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
38	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅰ-6-120-2455	礼文幌泊 1			
39		Ⅰ-6-121-2456	礼文幌泊 2			
40		Ⅰ-6-122-2457	礼文高山 1	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
41		Ⅰ-6-123-2458	礼文高山 2	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
42		Ⅰ-6-124-2459	礼文上泊 1			
43		Ⅰ-6-125-2460	礼文上泊 2			
44		Ⅰ-6-126-2461	礼文上泊 3			
45		Ⅰ-6-127-2462	礼文上泊 4			
46		Ⅰ-6-128-2463	礼文赤岩 1			
47		Ⅰ-6-129-2464	礼文赤岩 2			
48		Ⅰ-6-130-2465	礼文赤岩 3			
49		Ⅰ-6-131-2466	礼文赤岩 4			
50		Ⅰ-6-132-2467	礼文内路 1			
51		Ⅰ-6-133-2468	礼文内路 2			
52		Ⅰ-6-134-2469	礼文内路 3			
53		Ⅰ-6-135-2470	礼文起登臼 1			
54		Ⅰ-6-136-2471	礼文起登臼 2			
55		Ⅰ-6-137-2472	礼文起登臼 3			
56		Ⅰ-6-138-2473	礼文香深井 1	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
57		Ⅰ-6-139-2474	礼文香深井 2	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
58		Ⅰ-6-140-2475	礼文香深井 3	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
59		Ⅰ-6-141-2476	礼文香深井 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
60		Ⅰ-6-142-2477	礼文手然 1	○	○	予定
61		Ⅰ-6-143-2478	礼文手然 2	○	○	予定
62		Ⅰ-6-144-2479	礼文手然 3	○	○	予定
63		Ⅰ-6-145-2480	礼文会所前	○	○	予定
64		Ⅰ-6-146-2481	礼文入船 1	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
65		Ⅰ-6-147-2482	礼文入船 2	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
66		Ⅰ-6-148-2483	礼文尺忍 1			
67		Ⅰ-6-149-2484	礼文尺忍 2			
68		Ⅰ-6-150-2485	礼文尺忍 3			
69		Ⅰ-6-151-2486	礼文尺忍 4			
70		Ⅰ-6-152-2487	礼文尺忍 5			
71		Ⅰ-6-153-2488	礼文差閉			
72		Ⅰ-6-154-2489	礼文奮部 1			
73		Ⅰ-6-155-2490	礼文奮部 2			
74		Ⅰ-6-156-2491	礼文奮部 3			
75		Ⅰ-6-157-2492	礼文知床 1			
76		Ⅰ-6-158-2493	礼文知床 2			
77		Ⅰ-6-159-2494	礼文知床 3			
78		Ⅰ-6-180-3136	礼文高山 3	○	－	平成 29 年 2 月 28 日
79		Ⅱ-6-47-1772	礼文元地 7			
80		Ⅱ-6-48-1773	礼文元地 8			

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
81	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅱ-6-49-1774	礼文元地 9			
82		Ⅱ-6-50-1775	礼文西上泊 1			
83		Ⅱ-6-51-1776	礼文西上泊 2			
84		Ⅱ-6-52-1777	礼文鉄府 4			
85		Ⅱ-6-53-1778	礼文鮑古丹 1			
86		Ⅱ-6-54-1779	礼文鮑古丹 2			
87		Ⅱ-6-55-1780	礼文鮑古丹 3			
88		Ⅱ-6-56-1781	礼文須古頓 2			
89		Ⅱ-6-57-1782	礼文江戸屋 5			
90		Ⅱ-6-58-1783	礼文江戸屋 6			
91		Ⅱ-6-59-1784	礼文浜中 7			
92		Ⅱ-6-60-1785	礼文浜中 8			
93		Ⅱ-6-61-1786	礼文浜中 9			
94		Ⅱ-6-62-1787	礼文大備 10			
95		Ⅱ-6-63-1788	礼文大備 11			
96		Ⅱ-6-64-1789	礼文幌泊 5			
97		Ⅱ-6-65-1790	礼文幌泊 7			
98		Ⅱ-6-66-1791	礼文高山 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
99		Ⅱ-6-67-1792	礼文高山 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
100		Ⅱ-6-68-1793	礼文高山 6	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
101		Ⅱ-6-69-1794	礼文高山 7	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
102		Ⅱ-6-70-1795	礼文高山 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
103		Ⅱ-6-71-1796	礼文高山 9	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
104		Ⅱ-6-72-1797	礼文高山 10	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
105		Ⅱ-6-73-1798	礼文高山 11	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
106		Ⅱ-6-74-1799	礼文高山 12	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
107		Ⅱ-6-75-1800	礼文高山 13	○	－	平成 29 年 2 月 28 日
108		Ⅱ-6-76-1801	礼文高山 14	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
109		Ⅱ-6-77-1802	礼文上泊 5			
110		Ⅱ-6-78-1803	礼文上泊 6			
111		Ⅱ-6-79-1804	礼文上泊 7			
112		Ⅱ-6-80-1805	礼文上泊 8			
113		Ⅱ-6-81-1806	礼文上泊 9			
114		Ⅱ-6-82-1807	礼文上泊 10			
115		Ⅱ-6-83-1808	礼文上泊 11			
116		Ⅱ-6-84-1809	礼文上泊 12			
117		Ⅱ-6-85-1810	礼文上泊 13			
118		Ⅱ-6-86-1811	礼文上泊 14			
119		Ⅱ-6-87-1812	礼文上泊 15			
120		Ⅱ-6-88-1813	礼文赤岩 5			
121		Ⅱ-6-89-1814	礼文赤岩 6			
122		Ⅱ-6-90-1815	礼文赤岩 7			
123		Ⅱ-6-91-1816	礼文赤岩 8			

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
124	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅱ-6-92-1817	礼文赤岩 9			
125		Ⅱ-6-93-1818	礼文赤岩 10			
126		Ⅱ-6-94-1819	礼文赤岩 11			
127		Ⅱ-6-95-1820	礼文赤岩 12			
128		Ⅱ-6-96-1821	礼文赤岩 13			
129		Ⅱ-6-97-1822	礼文内路 4			
130		Ⅱ-6-98-1823	礼文内路 5			
131		Ⅱ-6-99-1824	礼文内路 6			
132		Ⅱ-6-100-1825	礼文内路 7			
133		Ⅱ-6-101-1826	礼文内路 8			
134		Ⅱ-6-102-1827	礼文起登臼 4			
135		Ⅱ-6-103-1828	礼文起登臼 5			
136		Ⅱ-6-104-1829	礼文起登臼 6			
137		Ⅱ-6-105-1830	礼文起登臼 7			
138		Ⅱ-6-106-1831	礼文起登臼 8			
139		Ⅱ-6-107-1832	礼文起登臼 9			
140		Ⅱ-6-108-1833	礼文起登臼 10			
141		Ⅱ-6-109-1834	礼文香深井 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
142		Ⅱ-6-110-1835	礼文香深井 6	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
143		Ⅱ-6-111-1836	礼文香深井 7	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
144		Ⅱ-6-112-1837	礼文香深井 9	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
145		Ⅱ-6-113-1838	礼文香深井 10	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
146		Ⅱ-6-114-1839	礼文手然 4	○	○	予定
147		Ⅱ-6-115-1840	礼文手然 5	○	○	予定
148		Ⅱ-6-116-1841	礼文尺忍 6			
149		Ⅱ-6-117-1842	礼文尺忍 7			
150		Ⅱ-6-118-1843	礼文尺忍 8			
151		Ⅱ-6-119-1844	礼文知床 4			
152		Ⅱ-6-120-1845	礼文知床 5			
153		Ⅱ-6-121-1846	礼文知床 6			
154		Ⅱ-6-122-1847	礼文知床 7			
155		Ⅱ-6-136-2402	礼文江戸屋 4			
156		Ⅱ-6-137-2403	礼文大備 9			
157		Ⅱ-6-138-2404	礼文五番地 4	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
158		Ⅱ-6-139-2405	礼文幌泊 3			
159		Ⅱ-6-140-2406	礼文幌泊 4			
160		Ⅱ-6-142-2408	礼文幌泊 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
161		Ⅱ-6-143-2409	礼文香深井 8	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
162		Ⅲ-6-17-614	礼文元地 10			
163		Ⅲ-6-18-615	礼文鉄府 5			
164		Ⅲ-6-19-616	礼文鉄府 6			
165		Ⅲ-6-20-617	礼文須古頓 3			

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
166	急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅲ-6-21-618	礼文須古頓 4			
167		Ⅲ-6-22-619	礼文白浜 2			
168		Ⅲ-6-23-620	礼文浜中 10			
169		Ⅲ-6-24-621	礼文大備 12			
170		Ⅲ-6-25-622	礼文大備 13			
171		Ⅲ-6-26-623	礼文五番地 5	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
172		Ⅲ-6-27-624	礼文五番地 6			
173		Ⅲ-6-28-625	礼文高山 15	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
174		Ⅲ-6-29-626	礼文高山 16	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
175		Ⅲ-6-30-627	礼文高山 17	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
176		Ⅲ-6-31-628	礼文高山 18	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
177		Ⅲ-6-32-629	礼文高山 19	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
178		Ⅲ-6-33-630	礼文高山 20	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
179		Ⅲ-6-34-631	礼文高山 21	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
180		Ⅲ-6-35-632	礼文上泊 16			
181		Ⅲ-6-36-633	礼文赤岩 14			
182		Ⅲ-6-37-634	礼文起登臼 11			
183		Ⅲ-6-38-635	礼文香深井 11	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
184		Ⅲ-6-39-636	礼文手然 6	○	○	予定
185		Ⅲ-6-41-877	礼文幌泊 9			
1	土石流危険渓流	Ⅰ-64-0010	中村川			
2		Ⅰ-64-0020	ベッシュ川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
3		Ⅰ-64-0030	トンナイ川	○	－	平成 29 年 2 月 28 日
4		Ⅰ-64-0040	会所前川	○	－	平成 29 年 2 月 28 日
5		Ⅰ-64-0050	竹岡川	○	○	予定
6		Ⅰ-64-0060	津軽川	○	○	予定
7		Ⅰ-64-0070	石道川	○	○	予定
8		Ⅱ-64-0080	無名川	○	○	予定
9		Ⅰ-64-0090	宮島沢川	○	○	予定
10		Ⅱ-64-0100	西沢川左の沢川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
11		Ⅰ-64-0110	香深井川支流川	○	－	平成 29 年 2 月 28 日
12		Ⅰ-64-0120	香深井川左の沢川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
13		Ⅱ-64-0130	キトウスの沢川			
14		Ⅰ-64-0140	キトウス神社の沢川			
15		Ⅱ-64-0150	山本川			
16		Ⅰ-64-0160	ヨネヤ川			
17		Ⅱ-64-0170	上泊学校の沢川			
18		Ⅱ-64-0180	大宮沢川			
19		Ⅱ-64-0190	今の沢川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
20		Ⅰ-64-0200	神社の沢川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
21		Ⅰ-64-0210	小沢川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
22		Ⅰ-64-0220	船泊二の沢川	○	○	平成 29 年 2 月 28 日
23		Ⅰ-64-0230	船泊一の沢川	○	－	平成 29 年 2 月 28 日

No.	種別	箇所番号	区域名	土砂災害警戒区域		指定年月日
				警戒区域	特別警戒区域	
24	土石流危険渓流	Ⅰ-64-0240	苗圃の沢川			
25		Ⅱ-64-0250	オチャラセナイ川			
26		Ⅰ-64-0260	ショナイホ川			
27		Ⅱ-64-0270	浜中の沢川			
28		Ⅱ-64-0280	伏見の沢川			
29		Ⅱ-64-0290	梅の沢川			
30		Ⅰ-64-0300	ヤンベヤオマナイ川			
31		Ⅱ-64-0310	ゴロタ浜の沢川			
32		Ⅱ-64-0320	山下の沢川			
33		Ⅰ-64-0330	西上泊一の沢川			
34		Ⅱ-64-0340	西上泊二の沢川			
35		Ⅱ-64-0350	メシコナイ川			
36		Ⅱ-64-0360	メシクニ川			
37		Ⅰ-64-0370	宇遠内川			
38		Ⅰ-64-0380	元地川			
39		Ⅰ-64-0390	柳谷川			
40		Ⅱ-64-0400	メノウ浜の沢川			
41		Ⅰ-64-0410	知床川			
42		Ⅱ-64-0420	ラニ川			
43		Ⅰ-64-0430	入中の沢川			
44		Ⅰ-64-0440	志田川			
1	地すべり危険箇所	6-39-372	元地			
2		6-40-373	津軽	○	－	予定
3		6-41-374	尺忍			
4		6-42-375	差閉			
5		6-43-376	白浜			
6		6-44-377	浜中			
7		6-45-378	手然	○	－	予定
8		6-46-480	元地冷水			
9		6-47-481	江戸屋			

○ 資料３－２　山地災害危険地区

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

１　民有林

No.	種別	字名	危険地区名	備考
1	山腹崩壊危険地区	大字香深村字モトチ	礼文町－山－001	
2		大字香深村字シレトコマナイ	礼文町－山－002	
3		大字香深村字シレトコマナイ	礼文町－山－003	
4		大字香深村字シレトコマナイ	礼文町－山－004	
5		大字香深村字シレトコマナイ	礼文町－山－005	
6		大字香深村字シレトコマナイ	礼文町－山－006	
7		大字香深村字シレトコマナイ	礼文町－山－007	
8		大字香深村字フンベネフ	礼文町－山－008	
9		大字香深村字フンベネフ	礼文町－山－009	
10		大字香深村字フンベネフ	礼文町－山－010	
11		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－011	
12		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－012	
13		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－013	
14		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－014	
15		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－015	
16		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－016	
17		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－017	
18		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－018	
19		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－山－019	
20		大字香深村字シャクニン	礼文町－山－020	
21		大字香深村字シャクニン	礼文町－山－021	
22		大字香深村字シャクニン	礼文町－山－022	
23		大字香深村字シャクニン	礼文町－山－023	
24		大字香深村字シャクニン	礼文町－山－024	
25		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－025	
26		大字香深村字シャクニン	礼文町－山－026	
27		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－027	
28		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－028	
29		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－029	
30		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－030	
31		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－031	
32		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－032	
33		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－033	
34		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－034	
35		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－035	
36		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－036	
37		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－037	
38		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－038	
39		大字香深村字トンナイ	礼文町－山－039	
40		大字香深村字テシカリシマ	礼文町－山－040	

No.	種別	字名	危険地区名	備考
41	山腹崩壊危険地区	大字香深村字テシカリシマ	礼文町－山－041	
42		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－042	
43		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－043	
44		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－044	
45		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－045	
46		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－046	
47		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－047	
48		大字香深村字カフカイ	礼文町－山－048	
49		大字香深村字ナイヲロ	礼文町－山－049	
50		大字香深村字ナイヲロ	礼文町－山－050	
51		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－051	
52		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－052	
53		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－053	
54		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－054	
55		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－055	
56		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－056	
57		大字船泊村字ウエントマリ	礼文町－山－057	
58		大字船泊村字ウエントマリ	礼文町－山－058	
59		大字船泊村字ウエントマリ	礼文町－山－059	
60		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－060	
61		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－061	
62		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－062	
63		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－063	
64		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－064	
65		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－065	
66		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－066	
67		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－067	
68		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－068	
69		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－069	
70		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－070	
71		大字船泊村字ベンザイトマリ	礼文町－山－071	
72		大字船泊村字ベンザイトマリ	礼文町－山－072	
73		大字船泊村字ベンザイトマリ	礼文町－山－073	
74		大字船泊村字ベンザイトマリ	礼文町－山－074	
75		大字船泊村字ベンザイトマリ	礼文町－山－075	
76		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－山－076	
77		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－山－077	
78		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－山－078	
79		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－山－079	
80		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－山－080	
81		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－山－081	
82		大字船泊村字シラハマ	礼文町－山－082	
83		大字船泊村字シラハマ	礼文町－山－083	
84		大字船泊村字シラハマ	礼文町－山－084	
85		大字船泊村字シラハマ	礼文町－山－085	

No.	種別	字名	危険地区名	備考
86	山腹崩壊危険地区	大字船泊村字シラハマ	礼文町－山－086	
87		大字船泊村字テフネフ	礼文町－山－087	
88		大字船泊村字テフネフ	礼文町－山－088	
89		大字船泊村字ニシウエントマリ	礼文町－山－089	
90		大字船泊村字ニシウエントマリ	礼文町－山－090	
91		大字船泊村字ニシウエントマリ	礼文町－山－091	
92		大字船泊村字ニシウエントマリ	礼文町－山－092	
93		大字船泊村字メシコニ	礼文町－山－093	
94		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－094	
95		大字船泊村字ウエンナイ	礼文町－山－095	
96		大字香深村字モトチ	礼文町－山－096	
97		大字香深村字モトチ	礼文町－山－097	
98		大字香深村字モトチ	礼文町－山－098	
99		大字香深村字ナイヲロ	礼文町－山－099	
100		大字香深村字ナイヲロ	礼文町－山－100	
101		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－101	
102		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－102	
103		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－103	
104		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－104	
105		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－105	
106		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－106	
107		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－107	
108		大字船泊村字アナマ	礼文町－山－108	
109		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－109	
110		大字香深村字キトウス	礼文町－山－110	
111		大字香深村字キトウス	礼文町－山－111	
112		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－112	
113		大字船泊村字シラハマ	礼文町－山－113	
114		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－山－114	
115		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－山－115	
116		大字香深村字モトチ	礼文町－山－116	
1	地すべり崩壊危険地区	大字香深村字トンナイ	礼文町－地－001	
2		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－地－002	
3		大字香深村字トンナイ	礼文町－地－003	
4		大字香深村字モトチ	礼文町－地－004	
5		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－地－005	
6		大字香深村字キトウス	礼文町－地－006	
1	崩壊土砂流出危険地区	大字香深村字フンベネフ	礼文町－崩－001	
2		大字香深村字シャクニン	礼文町－崩－002	
3		大字香深村字チヤシトンス	礼文町－崩－003	
4		大字香深村字シャクニン	礼文町－崩－004	
5		大字香深村字シャクニン	礼文町－崩－005	
6		大字香深村字トンナイ	礼文町－崩－006	
7		大字香深村字トンナイ	礼文町－崩－007	
8		大字香深村字トンナイ	礼文町－崩－008	

No.	種別	字名	危険地区名	備考
9	崩壊土砂流出危険地区	大字香深村字テシカリシマ	礼文町－崩－009	
10		大字香深村字テシカリシマ	礼文町－崩－010	
11		大字香深村字カフカイ	礼文町－崩－011	
12		大字香深村字ナイヲロ	礼文町－崩－012	
13		大字船泊村字アナマ	礼文町－崩－013	
14		大字船泊村字ウエントマリ	礼文町－崩－014	
15		大字船泊村字ウエントマリ	礼文町－崩－015	
16		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－崩－016	
17		大字船泊村字タカヤマ	礼文町－崩－017	
18		大字船泊村字ホロトマリ	礼文町－崩－018	
19		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－崩－019	
20		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－崩－020	
21		大字船泊村字ハマナカ	礼文町－崩－021	
22		大字船泊村字シラハマ	礼文町－崩－022	
23		大字船泊村字シラハマ	礼文町－崩－023	
24		大字船泊村字テフネフ	礼文町－崩－024	
25		大字船泊村字ニシウエントマリ	礼文町－崩－025	
26		大字香深村字モトチ	礼文町－崩－026	
27		大字香深村字モトチ	礼文町－崩－027	
28		大字香深村字モトチ	礼文町－崩－028	
山腹崩壊危険地区			116　箇所	
地すべり崩壊危険地区			6　箇所	
崩壊土砂流出危険地区			28　箇所	

2　国有林

No.	種別	地区名	位置（林班）
1	山腹崩壊危険地区	上泊３	上泊(150)
2		上泊４	上泊(150)
3		内路	内路(142)
4		起登臼	起登臼(142)
5		起登臼２	起登臼(139)
6		起登臼４	起登臼(139)
7		香深井１	香深井１(139)
8		駒谷の崎	香深井(139)
9		香深井２	香深井(132)
10		手然	手然(132)
11		桃岩	元地(129)
12		元地	元地(164)
13		地蔵岩	元地(164)
14		宇遠内	宇遠内(162)
15		浜中	浜中(159)
16		神埼自然観察林	浜中(159)
1	地すべり危険地区	桃岩１	元地(129)
2		桃岩２	元地(164)

No.	種別	地区名	位置（林班）
1	崩壊土砂流出危険地区	赤岩の沢	赤岩(149)
2		内路の沢	内路(143)
3		山本川	内路(142)
4		内路１の沢	内路(142)
5		内路２の沢	内路(142)
6		内路３の沢	内路(142)
7		トコタン川	起登臼(142)
8		起登臼１の沢	起登臼(142)
9		フタマタ川	起登臼(141)
10		オバシトマナイ川	起登臼(139)
11		香深井の沢	香深井(133-138)
12		西沢川	香深井(132)
13		手然１の沢	手然(132)
14		嶋中の沢	手然(132)
15		手然川	手然(132)
16		自治会館の沢	手然(132)
17		竹岡川	津軽町(131)
18		トンナイ川	香深(130)
19		ベッシュ川	香深(130)
20		大沢川	浜中(157-158)

○ 資料３－３　なだれ危険箇所

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

No.	箇所番号	箇所名	No.	箇所番号	箇所名
1	I-946	礼文元地 2	34	I-982	礼文尺忍 1-2
2	I-947	礼文元地 3-3	35	I-983	礼文尺忍 1-1
3	I-948	礼文元地 3-2	36	I-984	礼文尺忍 2
4	I-949	礼文元地 3-1	37	I-985	礼文差閉
5	I-951	礼文西上泊 2	38	I-986	礼文奮部 2
6	I-952	礼文鉄府 1	39	I-988	礼文知床 1
7	I-953	礼文鉄府 2	40	I-989	礼文知床 2
8	I-954	礼文鮑古丹	41	I-2474	礼文元地 4
9	I-955	礼文白浜	42	I-2475	礼文元地 5
10	I-956	礼文江戸屋 1	43	I-2476	礼文宇遠内 1
11	I-957	礼文江戸屋 2	44	I-2477	礼文宇遠内 2
12	I-958	礼文浜中	45	I-2478	礼文宇遠内 3
13	I-959	礼文浜中 1	46	I-2479	礼文宇遠内 4
14	I-960	礼文大備	47	I-2480	礼文西上泊 3
15	I-961	礼文弁財泊	48	I-2481	礼文鉄府 3
16	I-963	礼文幌泊 3	49	I-2482	礼文須古頓
17	I-964	礼文高山 1	50	I-2483	礼文江戸屋 3
18	I-965	礼文高山 2	51	I-2484	礼文浜中 2
19	I-966	礼文上泊 1-2	52	I-2485	礼文浜中 3
20	I-967	礼文上泊 1-1	53	I-2486	礼文大備 1
21	I-968	礼文赤岩	54	I-2487	礼文大備 2
22	I-969	礼文内路	55	I-2488	礼文上泊 2
23	I-970	礼文内路 3-2	56	I-2489	礼文上泊 3
24	I-971	礼文内路 3-1	57	I-2490	礼文赤岩 2
25	I-972	礼文起登臼 1	58	I-2491	礼文赤岩 3
26	I-973	礼文起登臼 2	59	I-2492	礼文赤岩 4
27	I-974	礼文香深井 1	60	I-2493	礼文香深井 3
28	I-976	礼文手然 1	61	I-2494	礼文香深井 4
29	I-977	礼文手然 2	62	I-2495	礼文手然 3
30	I-978	礼文津軽町	63	I-2496	礼文津軽町 2
31	I-979	礼文会所前	64	I-2497	礼文入船 2
32	I-980	礼文入船	65	I-2498	礼文尺忍 3
33	I-981	礼文尺忍	66	I-2499	礼文尺忍 4

○ 資料３－４　高波・高潮・津波等危険区域

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

No.	被害発生予想区域					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長（m）	指定済延長（m）	海岸保全施設のある区域延長（m）	災害の原因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他
1	元地	5,041	1,045	173	高　波	1		町道	水産干場
2	元地漁港	1,900	900	1,660	高　波	49		町道 道道元地香深線	水産干場
3	知床	1,255	1,255	1,050	高　波	32		道道礼文島線	水産干場
4	知床漁港	320	170	148	高　波	22		道道礼文島線	水産干場
5	奮部	457	457	423	高　波	11	1	道道礼文島線	水産干場
6	差閉	649	649	649	高　波	30		道道礼文島線	水産干場
7	差閉漁港	990	420	432	高　波	36		道道礼文島線	水産干場
8	尺忍	327	327	327	高　波	14		道道礼文島線	水産干場
9	香深港	1,315	1,315	1,075	侵　食	10	2	道道礼文島線	水産干場
10	津軽町	959	959	782	高　波	58		道道礼文島線	水産干場
11	手然	1,550	1,550	1,550	高　波	25		道道礼文島線	水産干場
12	香深井	819	819	200	高　波	7		道道礼文島線	水産干場
13	香深井漁港	1,100	280	376	高　波	19		道道礼文島線	水産干場
14	起登臼	4,280	709	2,000	高　波	8		道道礼文島線	水産干場
15	内路	755	0	655	高　波	19	1	道道礼文島線	水産干場
16	内路漁港	660	0	210	高　波	15		道道礼文島線	水産干場
17	赤岩	1,244	1,244	1,244	高　波	33		道道礼文島線	水産干場
18	上泊	2,282	2,282	300	高　波	16		町道 道道礼文島線	水産干場
19	東上泊漁港	500	300	210	高　波	11		町道	水産干場
20	高山	2,816	2,816	2,816	高　波	34		町道	水産干場
21	幌泊	1,572	973	1,572	高　波	12		町道	水産干場
22	幌泊漁港	530	0	310	高　波	18		町道	水産干場

No.	被害発生予想区域					予想される被害			
	海岸名	海岸線危険区域延長（m）	指定済延長（m）	海岸保全施設のある区域延長（m）	災害の原因	住家（戸）	公共施設（棟）	道路	その他
23	弁財泊（五番地）	368	368	368	侵　食	79		町道	水産干場
24	船泊	1,701	1,701	685	侵　食	40	2	道道利礼公園線	水産干場
25	船泊港	1,950	1,700	1,417	侵　食			道道船泊港利礼公園線	水産干場
26	浜中	1,615	1,615	1,298	高　波	38		道道利礼公園線	水産干場
27	浜中漁港（浜中地区）	400	0	150	高　波	25		道道利礼公園線	水産干場
28	江戸屋	1,361	442	1,361	高　波	10		道道利礼公園線	水産干場
29	浜中漁港（江戸屋地区）	300	250	60	高　波	15		道道利礼公園線	水産干場
30	須古頓	1,712	0	250	高　波	0		道道利礼公園線	水産干場
31	須古頓漁港	2,280	1,032	1,650	高　波	35		道道利礼公園線	水産干場
32	鮑古丹	2,513	1,615	500	高　波	4		町道	水産干場
33	鉄府	3,779	1,433	410	侵　食	20		町道	水産干場
34	鉄府漁港	600	0	0	侵　食	9		町道	水産干場
35	西上泊	2,759	0	0	高　波	0		町道	水産干場
36	西上泊漁港	800	278	390	高　波	20		町道	水産干場
37	召国	5,883	814	298	高　波	2		町道	水産干場
38	宇遠内	3,788	0	0	高　波	0		町道	水産干場
39	宇遠内漁港	560	0	0	高　波	4		町道	水産干場

○ 資料３－５　危険物取扱施設

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量（kℓ）	移動タ容量別（kℓ）
礼文町（香深漁組管理）	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	200,000	
	一般取扱所	取扱所	充填	重油	160,000	
礼文町（船泊漁組管理）No.１	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
礼文町（船泊漁組管理）No.２	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	195,000	
礼文町灯油備蓄タンクNo.１	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000	
礼文町灯油備蓄タンクNo.２	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	490,000	
礼文町灯油備蓄タンク	一般取扱所	取扱所	充填	灯油	75,000	
礼文町役場	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000	
礼文町汚泥再生処理センター	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
礼文町町民活動総合センター（ピスカ２１）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000	
礼文町国民健康保険船泊診療所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	15,000	
礼文町総合体育館（潮騒ドーム）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	7,000	
礼文町総合交流促進施設（温泉）	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	5,000	
特別養護老人ホーム「礼宝園」	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	10,000	
礼文町立香深井小学校	一般取扱所	取扱所	配管	灯油	5,000	
稚内建設管理部礼文出張所	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000	
陸上自衛隊礼文分屯地	屋内貯蔵所	貯蔵所		灯油	150	
				重油	300	
				潤滑油	162	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	8,000	
	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	10,000	
	一般取扱所	取扱所	野積	ガソリン	2,000	
				灯油	1,000	
				軽油	15,000	
				重油	20,000	
	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		軽油	6,000	

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量（kℓ）	移動タ容量別（kℓ）
北電(株)礼文発電所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	100,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000	
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	15,200	
	一般取扱所	取扱所	消費	重油	6,000	
三菱電機(株)礼文発電所	一般取扱所	取扱所	消費	重油	7,056	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	50,000	
香深漁業協同組合	屋内貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	4,000	
				灯油	4,000	
				軽油	2,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	軽油	120,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯・軽油	3,000	3,000
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		重油	4,000	4,000
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	14,000	14,000
				軽油	14,000	
				灯油	14,000	
				A重油	14,000	
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,000	
				軽油	10,000	
				灯油	10,000	
船泊漁業協同組合	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	150,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	灯油	30,000	
	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	軽油	30,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	4,000	4,000
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	30,000	
				軽油	10,000	
				灯油	10,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガソリン	14,000	14,000
				軽油	14,000	
				灯油	14,000	
				重油	14,000	
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,000	3,000
				軽油	3,000	
				重油	3,000	

事業所名	製造所等区分	貯蔵・取扱の別	区分	品名	数量（kℓ）	移動タ容量別（kℓ）
船泊漁業協同組合	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽・重	4,400	4,400
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガ・灯・軽・重	14,000	14,000
				軽油	14,000	
				灯油	14,000	
				A重油	14,000	
礼文石油(株)	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		ガソリン（灯・軽油）	6,000	14,000
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	3,500	3,000
	移動タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	10,600	
				軽油	10,600	
	給油取扱所	取扱所	屋外	ガソリン	10,600	
				軽／灯	10,600	
北都道路(株)礼文事業所	屋外タンク貯蔵所	貯蔵所	固定	重油	10,000	
	一般取扱所	取扱所	配管	重油	3,832	
藤コンクリート(株)礼文工場	給油取扱所	取扱所	自家用	軽油	20,000	
ホテル礼文	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
ホテル花れぶん	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	5,000	
三井観光ホテル	地下タンク貯蔵所	貯蔵所		灯油	10,000	

4　通信・輸送

○ 資料４－１　災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

１　報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

(1)　人的被害、住家被害が発生したもの
(2)　災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
(3)　災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
(4)　災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
(5)　地震が発生し、震度４以上を記録したもの
(6)　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
(7)　その他特に指示があった災害

２　報告の種類及び内容

(1)　災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表１の様式により速やかに報告すること。この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。

(2)　被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。

ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く。）については除くものとする。

ア　速報

被害発生後、直ちに別表２の様式により件数のみ報告すること。

イ　中間報告

被害状況が判明次第、別表２の様式により報告すること。

なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。

ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。

ウ　最終報告

応急措置が完了した後、15 日以内に別表２の様式により報告すること。

(3)　その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

３　報告の方法

(1)　災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
(2)　被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。

総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表３の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表２の写を添付するものとする。

４　被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表４のとおりとする。

別表１

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

<table>
<tr><td colspan="5">災　害　情　報</td></tr>
<tr><td colspan="2">報告日時</td><td>月　日　時　分現在</td><td>発受信日時</td><td>月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関
（振興局･市町村名等）</td><td></td><td>受信機関
（振興局･市町村名等）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者
（職・氏名）</td><td></td><td>受信者
（職・氏名）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発生日時</td><td>月　日　時　分</td><td>災害の原因</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="5">気象等の状況</td><td>雨量

河川水位

潮位波高

風速

その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">ライフライン関係の状況</td><td>道路

鉄道

電話

水道
（飲料水）
電気

その他</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">(1)
災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（名　　称）
（設置日時）　　月　　日　　時　　分設置

（名　　称）
（設置日時）　　月　　日　　時　　分設置</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">(2)
災害救助法の適用状況</td><td>地区名</td><td>被害棟数</td><td>罹災世帯</td><td>罹災人数</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="5">（救助実施内容）</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="7">応急措置の状況</td><td rowspan="4">(3)
避難の状況</td><td></td><td>地区名</td><td>避難場所</td><td>人数</td><td>日時</td></tr>
<tr><td>自主避難</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難勧告</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避難指示</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>(4)
自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>(5)
その他措置の状況</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">(6)
応急対策出動人員</td><td colspan="2">(ｱ) 出動人員</td><td colspan="3">(ｲ) 主な活動状況</td></tr>
<tr><td>市町村職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防職員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>消防団員</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>その他(住民等)</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>計</td><td>名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="5">(今後の見通し等)</td></tr>
</table>

注）欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

別表２

被害状況報告（速報・中間・最終）

月　日　時現在

災害発生日時				月　日　時　分		災害の原因					
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名					受信	機関（市町村）名				
	職・氏名						職・氏名				
	発信日時			月　日時　分			受信日時			月　日時　分	
項目				件数等	被害金額（千円）	項目				件数等	被害金額（千円）
①人的被害	死者		人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所		
	行方不明		人					海岸	箇所		
	重傷		人					砂防設備	箇所		
	軽傷		人					地すべり	箇所		
	計		人					急傾斜地	箇所		
②住家被害	全壊		棟					道路	箇所		
			世帯					橋梁	箇所		
			人					小計	箇所		
	半壊		棟				市町村工事	河川	箇所		
			世帯					道路	箇所		
			人					橋梁	箇所		
	一部破損		棟					小計	箇所		
			世帯				港湾		箇所		
			人				漁港		箇所		
	床上浸水		棟				下水道		箇所		
			世帯				公園		箇所		
			人				がけ崩れ		箇所		
	床下浸水		棟								
			世帯				計		箇所		
			人			⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻		
	計		棟					破損	隻		
			世帯					小計	隻		
			人				漁港施設		箇所		
③非住家被害	全壊	公共建物	棟				共同利用施設		箇所		
		その他	棟				その他施設		箇所		
	半壊	公共建物	棟				漁具（網）		件		
		その他	棟				水産製品		件		
	計	公共建物	棟				その他		件		
		その他	棟				計				
④農業被害	農地	田 流失・埋没等	ha			⑦林業被害	道有林	林地	箇所		
		田 浸冠水	ha					治山施設	箇所		
		畑 流失・埋没等	ha					林道	箇所		
		畑 浸冠水	ha					林産物	箇所		
	農作物	田	ha					その他	箇所		
		畑	ha					小計	箇所		
	農業用施設		箇所				一般民有林	林地	箇所		
	共同利用施設		箇所					治山施設	箇所		
	営農施設		箇所					林道	箇所		
	畜産被害		箇所					林産物	箇所		
	その他		箇所					その他	箇所		
								小計	箇所		
	計						計		箇所		

項目				件数等	被害金額（千円）
⑧衛生被害	水道		箇所		
	病院	公立	箇所		
		個人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		
		し尿処理	箇所		
	火葬場		箇所		
	計		箇所		
⑨商工被害	商業		件		
	工業		件		
	その他		件		
	計		件		
⑩公立文教施設被害	小学校		箇所		
	中学校		箇所		
	高校		箇所		
	その他文教施設		箇所		
	計		箇所		
公共施設被害市町村数			団体		
罹災世帯数			世帯		
罹災者数			人		
消防職員出動延人数			人		

項目			件数等	被害金額（千円）
⑪社会教育施設被害		箇所		
⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
	法人	箇所		
	計	箇所		
⑬その他	鉄道不通	箇所		
	鉄道施設	箇所		
	被害船舶（漁船除く）	隻		
	空港	箇所		
	水道	戸		―
	電話	回線		―
	電気	戸		―
	ガス	戸		―
	ブロック塀等	箇所		
	都市施設	箇所		
被害総額				
火災発生	建物	件		
	危険物	件		
	その他	件		
消防団員出動延人数		人		

災害対策本部の設置状況	道（総合振興局又は振興局）			
	市町村名	名称	設置日時	廃止日時
災害救助法適用市町村名				

補足資料（※別葉で報告）
○災害発生場所
○災害発生年月日
○災害の種類概況
○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱注意
○応急対策の状況
・避難場所の勧告・指示の状況
・避難所の設置状況
・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
・自衛隊の派遣要請、出動状況
・災害ボランティアの活動状況　　ほか

別表３　略（総合振興局使用様式）

別表４

被害区分		判　断　基　準
①人的被害	死　　者	当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの (1)　当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。 (2)　A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。 (3)　氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの (1)　死者欄の(2)及び(3)を参照
	重　傷　者	災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け､又は受ける必要のあるもの (1)　死者欄の(2)及び(3)を参照
	軽　傷　者	災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの (1)　死者欄の(2)及び(3)を参照
②住家被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。 (1)　物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。 (2)　商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。 (3)　住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。
	世　　帯	生活を一つにしている実際の生活単位。寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を 1 世帯とする。 (1)　同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は､2 世帯とする。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの (1)　被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの (1)　被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1)　被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。

被害区分		判　断　基　準
③非住家被害	非　住　家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1)　公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2)　その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3)　土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4)　被害額の算出は、住家に準ずる。
④農業被害	農　　地	農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。 (1)　流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態のもの (2)　埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1㎜以下にあっては2㎝、粒径0.25㎜以下の土砂にあっては5㎝以上、土砂が堆積した状態をいう。 (3)　被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農　作　物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1)　浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2)　倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3)　被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	畜産被害	施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	そ　の　他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。
⑤土木被害	河　　川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海　　岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑤土木被害	道　　路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋　　梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港　　湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁　　港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下　水　道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公　　園	都市公園法施行令第 31 条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第２条第１項に規定する都市公園に設けられたもの (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥水産被害	漁　　船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1)　港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2)　被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦林業被害	林　　地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林　　道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林　産　物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1)　被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	そ　の　他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1)　被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧衛生被害	水　　道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病　　院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火　葬　場	火葬場をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判　断　基　準
⑨商工被害	商　　業	商品、原材料等をいう。 (1)　被害額の算出は､被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工　　業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1)　被害額の算出は､被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う。)。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄　道　不　通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄　道　施　設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被　害　船　舶（漁船除く）	ろ､かいのみをもって運転する舟以外の舟で､船体が没し､航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空　　港	空港法第 4 条第 1 項第 5 号及び第 5 条第 1 項の規定による空港をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水　　道（戸　数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電　　話（回　線）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電　　気（戸　数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ　　ス（戸　数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都　市　施　設	街路等の都市施設をいう。 (1)　被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの

○ 資料４－２　災害時優先電話・衛星携帯電話一覧・特設公衆電話

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1 災害時優先電話

番号	設置場所	電話番号	備考
1	礼文町役場	86－1010	
2		86－1457	
3		86－1581	
4		86－1819	
5	礼文町教育委員会	86－1106	
6	礼文町立礼文小学校	86－1039	
7	礼文町立香深井小学校	86－1926	
8	礼文町立香深中学校	86－2021	
9	利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	87－1129	
10	礼文町香深アクアプラント	86－1651	
11	礼文町立船泊小学校	87－2759	
12	礼文町立船泊中学校	87－2149	
13	礼文町スポーツ文化交流センター（輝交流館）	87－2005	
14		87－2908	
15	礼文町国民健康保険船泊診療所	87－2346	
16		87－2771	

2 衛星携帯電話

番号	保管場所	電話番号	備考
1	礼文町役場	080-2870-3791(主)	設置場所は、災害時に別時決定する。
2		080-2870-3792	
3		080-2875-8611	
4		080-2875-8612	
5		080-8629-3036	
6		080-8629-3037	
7		080-8299-8317	
8		080-8299-8318	

3 特設公衆電話

番号	設置場所		電話機	
	施設	所在地	保管管理者	保管場所
1	礼文町知床地区防災避難所	礼文町大字香深村シレトコマナイ 185 番地の 1	礼文町	礼文町役場
2	礼文町立礼文小学校	礼文町大字香深村字トンナイ 914 番地		
3	礼文町立香深中学校	礼文町大字香深村字トンナイ 914 番地		
4	礼文町立香深井小学校	礼文町大字香深村字カフカイ 301 番地		
5	旧上泊小学校	礼文町大字船泊村字ウエントマリ 359 番地の 1		
6	礼文町立船泊小学校	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ 393 番地		
7	礼文町立船泊中学校	礼文町大字船泊村字ヲションナイ 202 番地		
8	旧神崎小学校	礼文町大字船泊村字ホロナイホ 690 番地		

○ 資料４－３　緊急輸送道路

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

区分	路線名	区間
第１次	道道礼文島線	道道元地香深線交点～道道船泊港利礼公園線交点
	防衛庁専用道路	道道礼文島線交点～礼文分屯地
第２次	道道礼文島線	道道礼文島線～礼文町役場・香深港
	道道船泊港公園線	道道船泊港利礼公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線入口
	町道礼文空港線	道道船泊港利礼公園線～礼文空港
	町道大備公園線	道道船泊港利礼公園線～稚内建設管理部礼文出張所
第３次	道道船泊港利礼公園線	道道船泊港公園線（稚内建設管理部礼文出張所入口）～町道浜中・西上泊線
	道道元地香深線	道道礼文島線～元地漁港
	町道テフネフ１号線	町道浜中・西上泊線～鉄府漁港
	町道浜中・西上泊線	道道船泊港利礼公園線～町道テフネフ１号線

（注）「北海道緊急輸送道路ネットワーク計画書」（平成 23 年３月　北海道緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会）から作成

○ 資料４－４　町有車両の現況

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

種類	台数	輸送能力	備考
バス	4	29 人×　4 台	
乗用車	17	4 人×　7 台 5 人×7 台 10 人×　3 台	
ダンプカー	1	4t×　1 台	
除雪ロータリー	3	13t×　3 台	
除雪トラックグレーダー	1	16t×　1 台	
トラック	1	1t×　2 台	
患者輸送車	1	1 台	礼文町国民保険船泊診療所保管
計	28		

○ 資料４－５　ヘリコプター離着陸場

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

施設名	面積	所在地	施設管理者	備考
旧尺忍小学校グラウンド	8,040 ㎡	礼文町大字香深村字知床	礼文町	
富士見ヶ丘グラウンド	9,994 ㎡	礼文町大字香深村字トンナイ	礼文町	
緑ケ丘スポーツ公園グラウンド	10,000 ㎡	礼文町大字香深村字香深井	礼文町	
礼文高等学校グラウンド	22,425 ㎡	礼文町大字船泊村字赤岩	北海道	
礼文空港	20,000 ㎡	礼文町大字船泊村字幌泊	北海道	
船泊小中学校グラウンド	9,798 ㎡	礼文町大字船泊村字大備	礼文町	
総合公園グラウンド	10,358 ㎡	礼文町大字船泊村字大備	礼文町	
久種湖キャンプ場	929 ㎡	礼文町大字船泊村字ウエンナイホ	礼文町	
旧神崎小学校グラウンド	3,175 ㎡	礼文町大字船泊村字浜中	礼文町	
旧須古頓小学校グラウンド	3,500 ㎡	礼文町大字船泊村字須古頓	礼文町	

○ 資料４－６　北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

（趣旨）

第１条　北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第 15 条第３項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

（緊急運航の要件）

第２条　緊急運航は、原則として、要綱第 14 条第１項第１号から第５号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

(1)　災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合

(2)　災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合

(3)　その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

（緊急運航の基準）

第３条　緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

(1)　災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(2)　救急活動

ア　傷病者の搬送

(ｱ)　現場救急

a　「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b　次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

(ｲ)　転院搬送

a　「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

①一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

②医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

b　次の場合に出動するものとする。

医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合

c　転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機

による派遣を認めるものとする。

(ｳ)　事後検証

上記(ｱ)及び(ｲ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ　医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3)　救助活動

ア　中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ　山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ　その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4)　火災防御活動

ア　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ　偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ　消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ　その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5)　広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

（緊急運航の要請）

第４条　緊急運航の要請（前条第５号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第１号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

（緊急運航の決定）

第５条　運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

２　運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

（要請に対する結果の通報）

第６条　運航管理責任者は、直ちに前条第１項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

（受入体制）

第７条　緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとす

る。

（報告）

第８条　緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第２号）により、総括管理者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 25 年４月１日から施行する。

様式第１号（第４条関係）

（第　　報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成　　年　　月　　日　　時　　分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関							
		担当者職氏名							
		連絡先	TEL　　FAX						
災害の状況・派遣理由	覚知	年　月　時　分							
	災害発生日時	年　月　時　分							
	災害発生場所								
	災害名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	（照明・Ⓗマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか）							
必要とする資機材				現地での資機材確保状況					
				特記事項					
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	（機関名） （職・氏名）								
無線連絡方法	（周波数）　Ｈｚ								
その他参考となる事項									

搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　　月　　日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監　様

礼文町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第８条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年　　月　　日（　　）　　時　　分
災害発生場所	
派遣区域	
離着陸場	
使用した資機材	
傷病者の搬送先	
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	［地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）］
	［消防防災ヘリコプターによる活動内容］
災害発生状況・措置状況	
その他参考となる事項	

	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢
搭乗者								

○ 資料４－７　ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

（趣旨）

第１条　この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第 15 条第３項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第４条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

（手続）

第２条　救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1)　依頼病院等

ア　依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第 1 号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ　依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ　依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2)　市町村等

ア　市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

　これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ　市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ　市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ　市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3)　航空室

ア　航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ　航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第３条　航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第１号によりファクシミリを使用して行うものとする。

２　航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第４条　医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として１名に限り搭乗させることができるものとす

る。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第２号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第５条　この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附　則

この要領は、平成８年７月１日から施行する。

この要領は、平成 18 年４月１日から施行する。

この要領は、平成 19 年６月１日から施行する。

この要領は、平成 22 年４月１日から施行する。

様式第１号

救急患者の緊急搬送情報伝達票　　第　　報

要請日時	平成　　年　　月　　日　　時　　分				
1　要請市町村名		電話		ＦＡＸ	
担当課・職・氏名		職名		氏名	
2　依頼病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科	担当課 氏名		
3　受入病院名				電話	
所在地				ＦＡＸ	
担当医師名・科名		科	直通内線番号		
受入病院の了承：□ 有 □ 無					
4　患者氏名（ふりがな）		生年月日	年　　月　　日		歳
		体　重	kg	□ 男 □ 女	職業
住　所				感染症：□ 無 □ 有	
病　名		□ 入院中 □ 外来：　　月　　日			
経　過		血圧：　mmHg	脈拍：　回/分		
		呼吸：　回/分	体温：　℃		
		意識レベル(JCS)：			
航空機による搬送が必要な理由	□ 緊急性　□ 搬送時間短縮　□ 搬送安定性　□ その他(　　) (　主な理由：　　)				
気圧変化：　□ 影響無し　□ 影響有り					
5　受入病院選定理由（①、②のいずれか記載） □ ①高次・専門医療機関での治療が必要なため（治療内容：　　） □ ②その他（具体的な理由：　　）					

6　付添搭乗者	氏　名	性別	年　齢	体　重	その他
医　師			歳	kg	
看護師			歳	kg	
付添人			歳	kg	続柄：

医師・看護師の所属病院：□ 依頼病院　□ 受入病院　□　その他病院名　(　　)

7　運航上の必要事項　　機内に積載する医療資機材等

資機材名	有	数量	総重量	要電源	特記事項
①点滴	□		kg	□	□ 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	□		kg	□	
③酸素ボンベ	□		kg	□	□ 8ℓ以上(サイズ:　×　(cm))
④モニター類	□		kg	□	□　心電図　□ その他(　　)
⑤保育器	□		kg	□	(サイズ:W　×L　×H　(cm))
⑥人工呼吸器	□		kg	□	(サイズ:W　×L　×H　(cm))
⑦救急バック	□		kg	□	
⑧その他(　　)	□		kg	□	

引継場所（現地離着陸場）		
	依頼病院：	メモ
	受入病院:	

※市町村はNo.１～No.７の項目を記載の上、要請すること。（□欄はレ点又は■で該当項目をチェック）
※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙（任意）により送付すること。

様式第２号

平成　　年　　月　　日

北海道総務部危機管理監　様

住　所

氏　名　　㊞

誓　　約　　書

私は、このたびあなたの管理する航空機（はまなす２号）に搭乗することになりましたので、次の事項を誓約いたします。

記

１　使用目的以外の要求はいたしません。

２　搭乗中、機体の故障又は天災等による事故が発生いたしましても、当方において責任を持って処理し、あなたに対して損害賠償請求の訴訟等はいたしません。

３　その他搭乗に際してはすべてあなたの指示に従います。

5　避難・救援・応急措置等

○ 資料５－１　従事命令、協力命令等の種類と執行者及び命令対象者

命令区分	命令対象の作業	対象者	根拠法令	執行者
従事命令	災害応急対策作業（救助法が適用された場合を除く。）	①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	基本法第 71 条	知事又は知事の委任を受けた市町村長
協力命令		救助を要する者及び近隣の者		
従事命令	災害救助作業（救助法適用救助）	基本法第 71 条による従事命令と同様	救助法第 7 条	知事
協力命令		救助を要する者及びその近隣の者	救助法第 8 条	
従事命令	災害応急対策作業（全般）	市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者	基本法第 65 条第 1 項	市町村長
			基本法第 65 条第 2 項	警察官、海上保安官
			基本法第 65 条第 3 項	災害派遣等を命ぜられた部隊等の自衛官
		その場に居合わせた者、その事物の管理者その関係者	警察官職務執行法第 4 条	警察官
従事命令	消防作業	火災の現場付近にある者	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員又は消防団
従事命令	水防作業	市町村の区域内の住民又は水防作業の現場にある者	水防法第 24 条	水防管理者、水防団又は消防機関の長
協力要請	救急業務	救急事故の現場付近にある者	消防法第 35 条の 10	救急隊員

（注）基本法…災害対策基本法
　　救助法…災害救助法

○ 資料５－２　従事命令等の実施手続き（公用令書）

区分	権限の内容	手　　続	関係条文
従事命令	次の者を応急措置業務に従事させること。 ①医師、歯科医師又は薬剤師 ②保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士 ③土木技術者又は建築技術者 ④大工、左官又はとび職 ⑤土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 ⑥鉄道事業者及びその従業者 ⑦軌道経営者及びその従業者 ⑧自動車運送業者及びその従業者 ⑨船舶運送業者及びその従業者 ⑩港湾運送業者及びその従業者	公用令書（別表第 1 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 7 条
協力命令	現場の救助を要する者及び近隣の者を、応急措置業務に協力させること。	公用令書（別表第 1 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 8 条
保管命令等（管理、使用、保管、収用）	病院、診療所、助産所、旅館、又は飲食店を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは、輸送を業とする者に対して、その取り扱う物資の保管を命じ、又は物資を収用すること。	保管の場合： 公用令書（別表第 2 号様式）の交付 管理、使用、収用の場合： 公用令書（別表第 3 号様式）の交付	基本法第 71 条 救助法第 9 条
立入検査	上記保管命令等のため必要があるときは、職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入検査をさせること。	①管理に対する事前通知 ②防災立入検査証の（別表第 6 号様式）携帯	基本法第 71 条 救助法第 10 条
報告要求	物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は職員に当該物資を保管させてある場所に立入検査をさせること。		基本法第 71 条 救助法第 10 条

（注）公用令書に係る処分を変更し又は取消す場合の手続は、それぞれ公用変更令書（別表第４号様式）又は公用取消令書（別表第５号様式）を交付して行う。

基本法…災害対策基本法
救助法…災害救助法

別表　第１号様式

従　事　第　　号

公　用　令　書

住　所
氏　名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　従事
協力　を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備　　考	

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別表　第２号様式

保　管　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備　　考

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別表　第３号様式

管　理　第　　号

公　用　令　書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり　土地／家屋／施設／物資　を　管理／使用／収用　する。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

名　称	数量	所在場所	範　囲	期　間	引渡月日	引渡場所	備考

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別表　第４号様式

変　更　第　　号

公 用 変 更 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

変更した処分の内容

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別表　第５号様式

取　消　第　　号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

災害対策基本法第 71 条の規定に基づく公用令書（　　年　　月　　日第　　号）にかかる処分を取り消したので、同法施行令第 34 条第１項の規定により、これを交付する。

年　　月　　日

処分権者　　㊞

（備考）用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

別表　第６号様式

No.

防 災 立 入 検 査 票

所　属
職　名
氏　名

年　月　日生

上記の者は災害対策基本法第 71 条の規定に基づく権限を有するものであることを証明する。

平成　年　月　日交付

礼文町長　　㊞

交付責任者　　㊞

（備考）規格　縦６cm　横９cm とする。

(裏)

注　意

1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。
2. 本票は　年　月　日まで有効とする。
3. 本票は有効期間が経過したとき、又は不明になったときは速やかに返還しなければならない。
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届け出なければならない。

○ 資料５－３　避難施設

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1　屋外施設

No.	施設名	所在地	指定緊急避難場所	災害への対応力						避難対象地区
				洪水	土砂	高潮	火事	地震	津波	
1	旧元地小学校グラウンド	元地	●						○	元地
2	小田桐商店裏山	元地	●						○	元地
3	ちびっこ広場裏山	奮部	●						○	奮部
4	カナリヤパーク	差閉	●						○	差閉
5	久保商店冷凍工場前山	差閉	●						○	差閉
6	見晴台ニュータウン	尺忍	●						○	尺忍
7	宗谷バス（株）礼文営業所裏山	尺忍	●						○	尺忍
8	礼文小学校・香深中学校シェルター避難路	会所前	●						○	会所前、入舟
9	藤建設(株)礼文支店北側裏山	津軽町	●						○	津軽町
10	竹岡川北側裏山	津軽町	●						○	津軽町
11	宗谷バスユース前停留所南側裏山	津軽町	●						○	津軽町
12	創価学会礼文会館北側裏山	津軽町	●						○	津軽町
13	宗谷バス手然停留所南側裏山	手然	●						○	手然
14	総合体育館（潮騒ドーム）裏山	香深井第２	●						○	香深井第2
15	香深井小学校シェルター避難路	香深井第１	●						○	香深井第1
16	自然体験公園パークゴルフ場	香深井第１	●						○	香深井第1
17	緑ヶ丘公園アスレチック	香深井第１	●						○	香深井第1
18	起登臼地区シェルター避難路	起登臼	●						○	起登臼
19	内路稲荷神社南側裏山	内路	●						○	内路
20	礼文岳登山道	内路	●						○	内路
21	赤岩浄水場	赤岩第１	●						○	赤岩第1
22	埋立処分地施設山	赤岩第２	●						○	赤岩第2
23	赤岩神社	赤岩第２	●						○	赤岩第2
24	旧上泊小学校下避難路	上泊	●						○	上泊
25	上泊灯台グラウンド	高山	●						○	高山
26	礼文空港	幌泊第２	●						○	幌泊第1、幌泊第2
27	テレビ中継所山	五番地	●						○	五番地
28	礼文神社	大備第１	●						○	大備第1
29	船泊駐在所裏山	大備中央	●						○	大備中央
30	忠魂碑	大備第３	●						○	大備第3、大備湖畔
31	船泊小中学校裏シェルター避難路	大備第３	●						○	大備第3、大備湖畔
32	久種湖畔展望台	大備湖畔	●						○	大備湖畔
33	旧神埼小学校グラウンド裏山	浜中	●						○	浜中
34	浜中自治会館西側裏山	浜中	●						○	浜中
35	浜中神社山	浜中	●						○	浜中
36	江戸屋山道	江戸屋	●						○	江戸屋
37	須古頓漁港裏山	須古頓	●						○	白浜
38	鉄府漁港裏山	鉄府	●						○	鉄府
39	西上泊神社	西上泊	●						○	西上泊

2　屋内施設

No.	施設名	所在地	管理責任者	電話 (01638)	指定 避難所	福祉 避難所	指定 緊急 避難 場所	災害への対応力						避難対象地区	想定 収容 人数
								洪水	土砂	高潮	火事	地震	津波		
1	元地自治会館	香深村字元地	自治会長	86-1203 IP77-0190	●		●	○	○	○	○			元地	29
2	知床地区防災避難所	香深村字知床	町長	IP77-0314	●		●	○	○	○	○	○	○	差閉、奮部、知床	168
3	知床自治会館	香深村字知床	自治会長	86-1470 IP86-1388			●	○	○	○	○			知床	35
4	奮部自治会館	香深村字奮部	自治会長	86-1251 IP86-2712			●	○	○	○	○			奮部	29
5	差閉自治会館	香深村字差閉	自治会長	86-1733 IP86-1769			●	○	○	○	○			差閉	32
6	尺忍自治会館	香深村字尺忍	自治会長	86-2147 IP86-2116			●	○	○	○	○			尺忍	25
7	入舟自治会館	香深村字入舟	自治会長	86-2660 IP86-2084			●	○	○	○	○			入舟	32
8	町民活動総合センター （ピスカ２１）	香深村字尺忍	教育長	86-2119	●	●	●	○	○	○	○	○		入舟、尺忍、差閉	699
9	香深中学校	香深村字会所前	校長	86-2021	●		●	○	○	○	○	○	○	入舟、尺忍、差閉	181
10	礼文小学校	香深村字会所前	校長	86-1039 IP86-1039	●		●	○	○	○	○	○	○	津軽町、会所前	114
11	会所前自治会館	香深村字会所前	自治会長	86-2063 IP86-1385			●	○	○	○	○			会所前	37
12	津軽町自治会館	香深村字津軽町	自治会長	86-1648 IP77-0135	●		●	○	○	○	○			津軽町	141
13	総合体育館（潮騒ドーム）	香深村字香深井	教育長	86-2255	●		●	○	○	○	○	○	○	香深井第1、香深井第2、手然	795
14	ふるさと体験道場	香深村字香深井	町長	85-7131	●		●	○	○	○	○	○	○	香深井第1、香深井第2、手然	38
15	ふれあいコミュニティセンター	香深村字香深井	町長	85-7101	●		●		○	○	○	○	○	香深井第1、香深井第2、手然、 宇遠内	100
16	香深井第２自治会館	香深村字香深井	自治会長	86-1910 IP77-0038			●	○	○	○	○			香深井第2、手然	22
17	香深井小学校	香深村字香深井	校長	86-1926	●		●	○	○	○	○	○	○	香深井第1、香深井第2、手然	131
18	起登臼自治会館	香深村字起登臼	自治会長	87-2534 IP77-0055			●		○		○			起登臼	21
19	内路自治会	香深村字内路	自治会長	87-2122 IP87-3355			●	○	○	○	○			内路、起登臼	37
20	内路小学校	香深村字内路	教育長	86-2119	●		●			○	○	○		内路、起登臼	106
21	礼文高等学校	船泊村字赤岩	校長	87-2358	●		●	○	○	○	○	○	○	内路、起登臼、赤岩第1、 赤岩第2	205
22	赤岩自治会館	船泊村字赤岩	自治会長	第1　87-2550 第2　87-2633 IP33-0003			●	○	○	○	○			赤岩第1、赤岩第2	25
23	旧上泊小学校	船泊村字上泊	教育長		●		●	○	○	○	○	○	○	上泊、高山	112
24	上泊自治会館	船泊村字上泊	自治会長	87-2513 IP33-0013			●	○	○	○	○			上泊、高山	25
25	幌泊自治会館	船泊村字幌泊	自治会長	第1　87-2887 第2　87-2718 IP33-0154			●	○	○	○	○			幌泊第1、幌泊第2	22
26	五番地自治会館	船泊村字五番地	自治会長	87-2843 IP33-0056			●	○	○	○	○			五番地	24
27	スポーツ文化交流センター （輝交流館）	船泊村字大備	船泊支所長	87-2005	●	●	●	○	○	○	○	○	○	高山、幌泊第1、幌泊第2、 五番地、大備第1、大備中央、 大備第3、大備湖畔	372
28	船泊中学校	船泊村字大備	校長	87-2149	●		●	○	○	○	○	○	○	幌泊第1　五番地、幌泊第2、 大備第1、大備中央	149
29	船泊小学校	船泊村字大備	校長	87-2759	●		●	○	○	○	○	○	○	大備第3、沼の沢、大備湖畔	142
30	旧神崎小学校	船泊村字浜中	教育長	86-2119 IP87-2334	●		●	○	○	○	○	○	○	浜中、鉄府、西上泊、召国	90
31	浜中自治会館	船泊村字浜中	自治会長	87-2660 IP33-0140			●	○	○	○	○			浜中	28
32	須古頓地区防災避難所	船泊村字須古頓	町長	IP33-0262	●	●	●	○	○	○	○	○	○	白浜、須古頓、鮑古丹、江戸屋	158
33	鉄府自治会館	船泊村字鉄府	自治会長	87-2440 IP33-0113			●	○	○	○	○			鉄府	22
34	西上泊自治会館	船泊村字西上泊	自治会長	87-2077 IP33-0128			●	○	○	○	○			西上泊	25

○ 資料５－４　土砂災害警戒区域における警戒避難体制

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

１　土砂災害警戒区域等共通事項

項　　目	内　　容
土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項	計画編「第２編　第１章　第 16 節　土砂災害予防計画」、「第２編　第２章　第１節　気象等に関する情報の収集・伝達計画」、「第２編　第２章　第２節　災害情報収集・伝達計画」による。
避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項	ハザードマップに基づき最寄りの避難先へ避難する。
土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項	計画編「第２編　第１章　第２節　防災訓練計画」による。
要配慮者利用施設に関する事項	本資料「２　要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第８条第１項第４号に規定する施設)」による。
救助に関する事項	計画編「第２編　第２章　第 10 節　救助救出計画」による。
警戒避難体制に関する事項	本資料「３　土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制」及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるほか、消防団も情報伝達を担当する。

２　要配慮者利用施設等（土砂災害防止法第８条第１項第４号に規定する施設）

No.	施設						情報伝達担当	情報伝達手段
	名称	施設管理者	所在地	電話（ＦＡＸ）	避難先	情報受理者		
1	特別養護老人ホーム「礼宝園」	社会福祉法人「礼文福祉会」	香深村字カフカイ 766 番地	86-2200 (86-2202)	コミュニティセンター、体験道場、総合体育館（潮騒ドーム)、香深アクアプラント	礼宝園施設長	総務課	電話・ＦＡＸ
2	礼文町老人福祉寮	社会福祉法人「礼文福祉会」（指定管理者）	香深村字カフカイ 766 番地	86-2200 (86-2202)	コミュニティセンター、体験道場、総合体育館（潮騒ドーム)、香深アクアプラント	礼宝園施設長	総務課	電話・ＦＡＸ

3　土砂災害警戒区域ごとの警戒避難体制

No.	地区	土砂災害警戒区域				情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域			
1	高山	今の沢川 II-64-0190	土石流	○	○	総務課・利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	広報車・電話・緊急速報メール・ＩＰ告知放送	上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
2	会所前	会所前川 I-64-0040	土石流	○	－			会所前自治会館、町民活動総合センター（ピスカ２１）
3	大備第１	小沢川 I-64-0210	土石流	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
4	五番地	礼文五番地４ II-6-138-2404	急傾斜地の崩壊	○	○			五番地自治会館
5	五番地	礼文五番地５ III-6-26-623	急傾斜地の崩壊	○	○			五番地自治会館
6	入舟	礼文入船１ I-6-146-2481	急傾斜地の崩壊	○	○			入舟自治会館、町民活動総合センター（ピスカ２１）
7	入舟	礼文入船２ I-6-147-2482	急傾斜地の崩壊	○	○			入舟自治会館、町民活動総合センター（ピスカ２１）
8	大備第３	礼文大備４ I-6-112-2447	急傾斜地の崩壊	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
9	大備中央	礼文大備５ I-6-113-2448	急傾斜地の崩壊	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
10	大備中央	礼文大備６ I-6-114-2449	急傾斜地の崩壊	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
11	大備第１	礼文大備７ I-6-115-2450	急傾斜地の崩壊	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
12	大備第１	礼文大備８ I-6-116-2451	急傾斜地の崩壊	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）

No.	地区	土砂災害警戒区域				情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域			
13	幌泊第１	礼文幌泊 8 II-6-142-2408	急傾斜地の崩壊	○	○	総務課・利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	広報車・電話・緊急速報メール・ＩＰ告知放送	幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
14	香深井第１	礼文香深井 1 I-6-138-2473	急傾斜地の崩壊	○	○			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場
15	香深井第２	礼文香深井 10 II-6-113-1838	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
16	香深井第１	礼文香深井 11 III-6-38-635	急傾斜地の崩壊	○	○			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場
17	香深井第１	礼文香深井 2 I-6-139-2474	急傾斜地の崩壊	○	○			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場
18	香深井第１	礼文香深井 3 I-6-140-2475	急傾斜地の崩壊	○	○			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場
19	香深井第２	礼文香深井 4 I-6-141-2476	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
20	香深井第１	礼文香深井 5 II-6-109-1834	急傾斜地の崩壊	○	○			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場
21	香深井第２	礼文香深井 6 II-6-110-1835	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
22	香深井第２	礼文香深井 7 II-6-111-1836	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
23	香深井第２	礼文香深井 8 II-6-143-2409	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
24	香深井第２	礼文香深井 9 II-6-112-1837	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
25	高山	礼文高山 1 I-6-122-2457	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）

No.	地区	土砂災害警戒区域				情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域			
26	高山	礼文高山 10 II-6-72-1797	急傾斜地の崩壊	○	○	総務課・利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	広報車・電話・緊急速報メール・IP告知放送	上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
27	高山	礼文高山 11 II-6-73-1798	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
28	高山	礼文高山 12 II-6-74-1799	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
29	高山	礼文高山 13 II-6-75-1800	急傾斜地の崩壊	○	－			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
30	高山	礼文高山 14 II-6-76-1801	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
31	高山	礼文高山 15 III-6-28-625	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
32	高山	礼文高山 16 III-6-29-626	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
33	高山	礼文高山 17 III-6-30-627	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
34	高山	礼文高山 18 III-6-31-628	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
35	高山	礼文高山 19 III-6-32-629	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
36	高山	礼文高山 2 I-6-123-2458	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
37	高山	礼文高山 20 III-6-33-630	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
38	高山	礼文高山 21 III-6-34-631	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）

No.	地区	土砂災害警戒区域				情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域			
39	高山	礼文高山 3 I-6-180-3136	急傾斜地の崩壊	○	－	総務課・利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	広報車・電話・緊急速報メール・ＩＰ告知放送	上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
40	高山	礼文高山 4 II-6-66-1791	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
41	高山	礼文高山 5 II-6-67-1792	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
42	高山	礼文高山 6 II-6-68-1793	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
43	高山	礼文高山 7 II-6-69-1794	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
44	高山	礼文高山 8 II-6-70-1795	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
45	高山	礼文高山 9 II-6-71-1796	急傾斜地の崩壊	○	○			上泊自治会館、幌泊自治会館、スポーツ文化交流センター（輝交流館）
46	大備第１	神社の沢川 I-64-0200	土石流	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
47	大備中央	船泊一の沢川 I-64-0230	土石流	○	－			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
48	大備第１	船泊二の沢川 I-64-0220	土石流	○	○			スポーツ文化交流センター（輝交流館）
49	香深井第２	西沢川左の沢川 II-64-0100	土石流	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）
50	香深井第１	香深井川左の沢川 I-64-0120	土石流	○	○			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場
51	香深井第１	香深井川支流川 I-64-0110	土石流	○	－			ふれあいコミュニティセンター、ふるさと体験道場

No.	地区	土砂災害警戒区域				情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域			
52	入舟	トンナイ川 I-64-0030	土石流	○	－	総務課・利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	広報車・電話・緊急速報メール・ＩＰ告知放送	入舟自治会館、町民活動総合センター（ピスカ２１）
53	入舟	ﾍﾞｯｼｭ川 I-64-0020	土石流	○	○			入舟自治会館、町民活動総合センター（ピスカ２１）
54	手然	宮島沢川 I-64-0090	土石流	○	○			津軽町自治会館
55	手然	手然 6-45-378	急傾斜地の崩壊・土石流	○	－			津軽町自治会館
56	津軽町	津軽 6-40-373	急傾斜地の崩壊・土石流	○	－			津軽町自治会館
57	津軽町	石動川 I-64-0070	土石流	○	○			津軽町自治会館
58	津軽町	無名川 II-64-0080	土石流	○	○			津軽町自治会館
59	津軽町 会所前	礼文会所前 I-6-145-2480	急傾斜地の崩壊	○	○			津軽町自治会館、会所前自治会館、町民活動総合センター（ピスカ２１）
60	手然	礼文手然１ I-6-142-2477	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）、津軽町自治会館
61	手然	礼文手然２ I-6-143-2478	急傾斜地の崩壊	○	○			津軽町自治会館
62	手然	礼文手然３ I-6-144-2479	急傾斜地の崩壊	○	○			津軽町自治会館
63	手然	礼文手然４ II-6-114-1839	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）、津軽町自治会館
64	手然	礼文手然５ II-6-115-1840	急傾斜地の崩壊	○	○			香深井第２自治会館、総合体育館（潮騒ドーム）、津軽町自治会館

No.	地区	土砂災害警戒区域				情報伝達担当	情報伝達手段	避難先
		区域名称 区域番号	現象名	警戒区域	特別警戒区域			
65	手然	礼文手然 6 III-6-39-636	急傾斜地の崩壊	○	○	総務課・利尻礼文消防事務組合消防署礼文支署	広報車・電話・緊急速報メール・ＩＰ告知放送	津軽町自治会館
66	津軽町	竹岡川 I-64-0050	土石流	○	○			津軽町自治会館
67	津軽町	津軽川 I-64-0060	土石流	○	○			津軽町自治会館

○ 資料５－５　関係医療機関

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1　町内医療機関

名称	所在地	診療科目	連絡先
礼文町国民健康保険 船泊診療所	礼文町大字船泊村ウエンナイホ 413	外科、内科	0163-87-2771
北海道立香深診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 125	内科	0163-86-1239
礼文町香深歯科診療所	礼文町大字香深村字トンナイ 40 番地の 17	歯科	0163-86-1168
礼文町船泊歯科診療所	礼文町大字船泊村ヲションナイ 313-1	歯科	0163-87-2405

2　薬品及び衛生材料販売業者

名称	所在地	連絡先	備考
茶木薬局	礼文町大字香深村字会所前	0163-86-2040	
辻本商店	礼文町大字香深村字会所前	0163-86-1711	
大崎薬局	礼文町大字船泊村字大備	0163-87-2765	

3　災害拠点病院

(1)　基幹災害拠点病院

圏　域	指定病院名	所在地	連絡先
全道域	札幌医科大学附属病院	札幌市中央区南 1 条西 16 丁目	011-611-2111

(2)　地域災害拠点病院

二次医療圏	指定病院名	所在地	連絡先
宗谷	市立稚内病院	稚内市中央 4 丁目 11 番 6 号	0162-23-2771

4　緊急告知医療機関（宗谷総合振興局管内）

二次医療圏	市町村	医療機関名	所在地	連絡先
宗谷	稚内市	市立稚内病院	稚内市中央 4 丁目 11 番 6 号	0162-23-2771
		社会医療法人禎心会 稚内禎心会病院	稚内市栄 1 丁目 24 番地 1 号	0162-29-4311
	幌延町	幌延町立診療所	天塩郡幌延町 1 条北 2 丁目 1 番 18	01632-5-1221
	猿払村	猿払村国民健康保険病院	宗谷郡猿払村鬼志別北町 28 番地	01635-2-3331
	浜頓別町	浜頓別町国民健康保険病院	枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘 3 丁目 3 番地	01634-2-2203
	中頓別町	中頓別町国民健康保険病院	枝幸郡中頓別町字中頓別 175 番地	01634-6-1131
	枝幸町	枝幸町国民健康保険病院	枝幸郡枝幸町北栄町 1474 番地 1	0163-62-2111
	豊富町	豊富町国民健康保険病院	天塩郡豊富町字上サロベツ 2543 の 1 番地	0162-82-1515
	礼文町	礼文町国民健康保険 船泊診療所	礼文郡礼文町大字船泊村 ウエンナイホ 413 番地	0163-87-2771
	利尻町	利尻島国保中央病院	利尻郡利尻町沓形字緑町 11 番地	0163-84-2626

5　感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	所在地	指定病床数
第 1 種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北 11 条西 13 丁目 1-1	2
第 2 種	宗谷	宗谷	市立稚内病院	稚内市中央 4 丁目 11 番 6 号	4

（備考）指定の考え方

1．感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 38 条第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、感染症指定医療機関を指定する。

2．感染症指定医療機関の指定のない医療圏については、隣接する医療圏の感染症指定医療機関で対応する。

6　血液センター

センター名	所在地	連絡先
北海道赤十字血液センター旭川事業所	旭川市川端町 7 条 10 丁目 1-50	0166-52-2211

○ 資料５－６　救援物資等調達先

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

名　　称	物品名	数量（ｔ）	所在地	電話番号
小田桐商店	米	0．1	礼文町大字香深村字元地	86-1027
中島商店	米	0．2	礼文町大字香深村字入舟	86-1003
中村百貨店	米	0．4	礼文町大字香深村字入舟	86-1015
香深漁業協同組合	米	0．7～1.0	礼文町大字香深村字入舟	86-1745
吉田商店	米	0．1	礼文町大字香深村字会所前	86-2063
駒谷商店	米	0．1	礼文町大字香深村字会所前	86-2001
辻本商店	米	0．1	礼文町大字香深村字会所前	86-1711
セイコーマート	米	0．1	礼文町大字香深村字津軽町	89-6025
(株)丸竹	米	0．3	礼文町大字船泊村字大備	87-2241
船泊漁業協同組合	米	1．5～2.0	礼文町大字船泊村字大備	87-2148

○ 資料５－７　備蓄倉庫

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

倉庫名	管理者	所在地	備考
香深井地区防災備蓄庫	礼文町	礼文郡礼文町大字香深村 字カフカイ 693 番地 1 地先	
起登臼地区防災備蓄庫	礼文町	礼文郡礼文町大字香深村字 ヲバシトロマナイ 370 番地	
船泊地区防災備蓄庫	礼文町	礼文郡礼文町大字船泊村 字ヲションナイ 462 番地	

○ 資料５－８　救援物資集積拠点

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

施設名	施設管理者	所在地	連絡先	備考
礼文町立香深中学校	礼文町	礼文町大字香深村 字トンナイ 828 番地	0163-86-1039	
礼文町知床地区防災避難所	礼文町	礼文町大字香深村 字シレトコマナイ 185 番地	IP 77-0314	
北海道立礼文高等学校	北海道	礼文町大字船泊村 字ヲチカフナイ 27 番地	0163-87-2358	
礼文町須古頓地区防災避難所	礼文町	礼文町大字船泊村 字スコトントマリ	IP 33-0262	

○ 資料５－９　水道施設・給水資機材

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

1　水道施設

水道施設名	水源所在地	日最大供給水量
香深簡易水道	礼文町大字香深村字トンナイ	1,600 ㎥
内路簡易水道	礼文町大字船泊村字赤岩	280 ㎥
船泊簡易水道	礼文町大字船泊村字浜中	670 ㎥

2　給水資機材

資器材名	数　量	保管場所	所管
ポリ容器（1.8ℓ）	100 個	礼文町役場	礼文町建設課上下水道担当
給水タンク(1,000ℓ)	1 個		

○ 資料５－10　防疫用資器材等

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

器具器材名	数　量	保管場所	所管
噴霧器	2 台	町民センター	礼文町町民課

○ 資料５－11　廃棄物処理施設等

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

施設の名称	所在地	処理能力（1 日）	構造等
礼文町衛生センター （し尿処理施設）	礼文町大字香深村 字カフカイ 816 番地の 1	8 t	RC 1,086 ㎡ （地上 2F、地下 1F）
礼文町衛生センター （ごみ処理施設）	礼文町大字香深村 字カフカイ 1161 番地	45 t	RC 823 ㎡ （地上 2F）
礼文町香深アクアプラント （下水処理施設）	礼文町大字香深村 字カフカイ 1264 番地	500 t	RC 1,645 ㎡ （地上 2F）
礼文町船泊アクアプラント （下水処理施設）	礼文町大字船泊村 字ベンザイトマリ 756 番地の 2	170 t	RC 735 ㎡ （地上 1F、地下 1F）

○ 資料５－12　火葬場施設

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

火葬場名	所在地	処理能力（1 日）	連絡先
礼文町葬斎場「やすらぎ苑」	礼文町大字香深村 字カフカイ 970 番地の 1	6 体	86-1999

○ 資料５－13　遺体埋葬場所

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

墓地名	所在地	面積
礼文町葬斎場「やすらぎ苑」裏山	礼文町大字香深村字カフカイ 970 番地の 1	300 ㎡
旧船泊火葬場跡	礼文町大字船泊村字大備	1,695 ㎡

○ 資料５－14　指定文化財

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

指定文化財名称	指　定　先	種　　別
北海道船泊遺跡出土品	国指定文化財	有形文化財
礼文島桃岩附近一帯の野生植物	道指定文化財	天然記念物
礼文島出土の歯牙製女性像及び動物像	道指定文化財	有形文化財
レブンアツモリソウ群生地	道指定文化財	天然記念物
上泊三遺跡出土遺物	町指定文化財	有形文化財
四ヶ散米舞行列	町指定文化財	無形民俗文化財

6　復旧・復興

○ 資料６－１　災害弔慰金の支給等に関する条例

平成２年３月 13 日条例第１号
改正
平成３年 12 月 19 日条例第 25 号

災害弔慰金の支給等に関する条例

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年条例第 20 号）の全部を改正する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

（１）　災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

（２）　町民とは、災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町長は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲としその順位は、次に掲げる順序とする。

（１）　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

（２）　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

２　前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず第１項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては、500 万円とし、その他の場合にあっては、250 万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

（１）　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

（２）　令第２条に規定する場合

（３）　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、町長が支給を不適当と認めた場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町長は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第 10 条　障害者１人当りの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷又は、疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250 万円とし、その他の場合にあっては、125 万円とする。

（準用規定）

第 11 条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第 12 条　町長は、令第３条に掲げる災害により、法第 10 条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第 13 条　災害援護資金の１災害における１世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

（１）　療養に要する時間がおおむね１ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額が、その家財の価格の概ね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円

エ　住居が全壊した場合　350 万円

（2）　世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
　ア　家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合　150 万円
　イ　住居が半壊した場合　170 万円
　ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　250 万円
　エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　350 万円
（3）　第１号のウ又は前号のイ、若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項かっこ書きの場合は５年）とする。

（利率）

第 14 条　災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年３パーセントとする。

（償還等）

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還又は、半年賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付を受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条第１項、令第８条から第 12 条までの規定によるものとする。

（規則への委任）

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行し、平成２年４月１日から適用する。

附　則（平成３年 12 月 19 日条例第 25 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第 10 条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった町民に対する災害見舞金の支給について、改正後の第 13 条第１項の規定は同年５月 26 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金について適用する。

○ 資料６－２　災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

昭和 47 年 10 月３日条例第 21 号

災害による被害者に対する町税の減免に関する条例

（災害減免の特例）

第１条　災害（昭和 47 年９月 16 日、17 日及び 18 日の台風 20 号）による被害者に対して課する昭和 47 年度分の町民税、固定資産税及び国民健康保険税の税額のうち、昭和 47 年９月以後の納期に係る税額の減免については、法令その他別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（町民税の減免）

第２条　災害により、町民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）が、次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該区分により軽減し、又は免除する。

（１）　死亡した場合　全部

（２）　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下同じ。）の規定による生活扶助を受けることとなつた場合　全部

（３）　障害者（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）（以下「法」という。）第 292 条第１項第９号の規定する障害をいう。以下同じ。）となつた場合

２　災害により、その者（その者の法第 292 条第１項第８号に規定する扶養親族を含む。）の所有に係る住宅又は家財につき受けた損害に係る損害金額（保険金等により補てんされるべき金額を除く。以下同じ。）が住宅又は家財の価格の 10 分の３以上である者で、昭和 46 年中の法第 292 号第１項第 12 号に規定する合計所得金額が 140 万円以下であるものに対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

損害程度 合計所得金額	軽減又は免除の割合	
	10 分の３以上 10 分の５未満のとき	10 分の５以上のとき
70 万円以下であるとき	２分の１	全部
90 万円以下であるとき	４分の１	２分の１
140 万円以下であるとき	８分の１	４分の１

（固定資産税の減免）

第３条　災害により、その者の所有に係る固定資産につき損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

（１）　土地

ア　宅地

損害の程度	軽減又は免除の割合
使用不能又は損害の程度が 10 分の８以上であるとき	全部
損害の程度が 10 分の６以上であるとき	10 分の８
損害の程度が 10 分の４以上であるとき	10 分の６
損害の程度が 10 分の２以上であるとき	10 分の４

イ　宅地以外の土地については、前号の規定に準じて軽減し、又は免除する。

（2）　家屋

損害の程度	軽減又は免除の割合
全壊、埋没等により家屋の原形をとどめないとき又は復旧不能のとき	全部
主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の６以上の価値を減じたとき	10 分の８
屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の 10 分の４以上の価値を減じたとき	10 分の６
下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ、修理又は取替を必要とする場合で、当該家屋の価格の 10 分の２以上の価値を減じたとき	10 分の４

（国民健康保険税の減免）

第４条　災害により、国民健康保険税の納税義務者が、次の各号の一に該当することとなつた場合には、当該区分により軽減し、又２は免除する。

（1）　死亡した場合　全部

（2）　生活保護法の規定による生活扶助を受けることとなつた場合　全部

（3）　障害者となつた場合　10 分の９

２　災害により、その者の所有に係る財産につき損害を受けた者に対しては、次の区分により軽減し、又は免除する。

軽減又は免除税種	軽減又は免除の基準
被保険者均等割額 世帯別平等割額 所得割額	条例第２条（町民税の減免）第２項の規定を準用する。
資産割額	条例第３条（固定資産税の減免）第１項第１号及び第２号の規定を準用する。

（減免の申請）

第５条　前３条の規定により町税の減免を受けようとする者は、別記様式の町税減免申請書を町長に提出しなければならない。

（減免の取消）

第６条　町長は、虚偽の申請その他不正の行為により町民税、固定資産税又は国民健康保険税の減免を受けた者がある場合において、これを発見したときは、ただちにその者に係る減免額を取り消すものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

別記様式略

○ 資料６－３　災害復旧支援事業助成条例

平成 26 年 12 月 15 日条例第 14 号

災害復旧支援事業助成条例

（目的）

第１条　この条例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第２条の規定に基づく激甚災害の指定若しくは災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の指定を受けた甚大な災害（以下「災害」という。）により本町の商工業の閉塞化が加速することに配慮し、被災者が経営再建を図る目的で災害により被災した店舗等を修復するための資金を金融機関等から借り入れた場合に、その一部を災害復旧支援事業助成金（以下「助成金」という。）として交付するものとする。

（助成の対象）

第２条　この条例において助成の対象は、礼文町で商工業を営むもので、災害により被災を受け、町長が災害による罹災と認めたもので、次の各号に掲げる資金を金融機関等から借り入れたものとする。

（１）　被災した店舗、工場、宿泊施設、事務所、倉庫、車庫（業務用に限る。）の修復に要する資金

（２）　前号に付随する機械、設備の修復に要する資金

（３）　商品等被害に伴う仕入れ等に要する資金

（助成金の額）

第３条　助成金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

（１）　前条の規定により金融機関等から借り入れを行った資金の額（ただし、借入限度額は 3,000 万円とする。）に 10％を乗じて得た額。

（２）　前号の資金にかかる返済期間の利息の全額（ただし、返済期間は 10 年を限度とする。）

（３）　前第１号の借入に係る信用保証協会保証料の全額

２　助成金の額の算定において、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

（助成金の支払い）

第４条　前条の助成金の支払いは、次の各号に定めるところによる。

（１）　前条第１号に係る助成金は、融資貸借契約が締結されたとき。

（２）　前条第２号に係る助成金は、年毎に返済利息の実績額が確定したとき。

（３）　前条第３号に係る助成金は、融資貸借契約時において定められた支払のとき。

（助成金の交付申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、様式第１号「災害復旧支援事業助成金交付申請書」に、様式第２号「災害復旧支援事業貸付報告書」を添えて申請しなければならない。

２　助成金の交付の申請をした者は、修復等が完了した場合はすみやかに様式第３号「災害復旧支援事業実績報告書」により報告しなければならない。なお、資金の借入等に変更があった場合は、すみやかに様式第４号「災害復旧支援事業変更報告書」により報告しなければならない。

（貸付情報の照会）

第６条　町長は、前条による申請書等の提出があった場合は、申請者の同意を得て、必要に応じ金融機関等に貸付情報の照会を求めることができるものとする。

（助成金の返還）

第７条　町長は、助成金の交付を受けた者が、その資金を目的以外に使用したときは、助成金の返還を求めることができる。

２　町長は、助成金の交付を受けた者又は金融機関等から、第５条第２項の規定に基づく借入内容等の変更の報告を受けた場合において、変更後の内容により計算で得られた助成金の額が、すでに交付した助成金の額を下回る場合は、その差額分の返還を命ずることができる。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、平成 26 年８月 24 日発生の礼文町集中豪雨災害から適用し、公布の日から施行する。

様式略

○ 資料６－４　事業別国庫負担等一覧

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国 道 町	堤防、護岸、水制、床止	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤	〃	〃
	砂防設備	国 道	治水上施行する砂防施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防波堤を含む。）	道施行1か所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国 道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国 道 町	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となってその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所　60万円以上	〃
	港湾	国 管理組合 町	水域施設（航路、泊地、船だまり）、外郭施設（防波堤、水門、堤防）、係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1か所 500万円以上 管理組合施行1か所 120万円以上 町施行1か所 60万円以上	〃
	漁港	国 道 町	水域施設 外郭施設 係留施設、輸送施設	国施行1か所 500万円以上 道施行1か所 120万円以上 町施行1か所　60万円以上	〃
	下水道	道 町	公共下水道、流域下水道、都市下水路	道施行1か所 120万円以上 町施行1か所　60万円以上	〃
	公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃
空港法	空港	国 道 町	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く。）	1施設　120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道 町 土地改良区等	農地	1か所　40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10（通常）9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道 町 組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10 ～ 6.5/10（通常） 7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道 組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10（通常）10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容		単位当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区	土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1か所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
				北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1か所　75万円以上	
			事業完了地区	基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	〃	
				基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	・1か所　おおむね2,000万円以上 ・工事が高度な技術を要するとき。 ・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要があるとき。	
公営住宅法	公営住宅	道 町	公営住宅		毎年国から示される。	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	町 社会福祉法人 日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	町 社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等		〃	1/2又は1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	町 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人等（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの		〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		〃	〃
	障害者支援施設	町 社会福祉法人等	障害者支援施設		〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設		施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
児童福祉法	児童福祉施設	道 町 社会福祉法人 日本赤十字社 公益社団法人 公益財団法人 等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
		町 社会福祉法人 医療法人 NPO法人 営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		町 社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	町 道 社会福祉法人 日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上（保育所については、40万円以上）	1/2
	児童厚生施設	町 社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	町	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	〃	〃
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防事業	〃	感染症予防、ねずみ族、昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	町 一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業(応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。)	○上水道事業又は水道用水供給事業 本復旧費1,000千円を超えかつ現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業 本復旧費500千円を超えかつ現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道 町	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道　80万円以上 町　40万円以上 設備整備 道　60万円以上 町　30万円以上	2/3 （離島 4/5）
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	〃	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道　80万円以上 町　40万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道 町	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道　120万円以上 町　 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその付属施設、都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	町	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万㎥以上であるもの、又は2千㎥以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千㎥以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	町　60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	町（一部事務組合、広域連合を含む。）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	町　40万円以上	〃
活動火山対策特別措置法 都市局所管降灰除去事業費補助金交付要綱	1）下水道		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠（これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む。）内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。	その都度決定	2/3
	2）都市排水路		都市排水路の水路内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	3）公園		公園上に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする。		〃
	4）宅地		建築物の敷地である土地（これに準ずるものを含む。）に堆積した降灰で、町長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃

○ 資料６－５　応急金融の大要

（平成 30 年 3 月 1 日現在）

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>生活福祉資金</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">資金の種類</th><th>内容</th><th>貸付限度（円）</th><th>据置期間</th><th>償還期間</th><th>利子</th></tr>
<tr><td rowspan="3">総合支援資金</td><td rowspan="2">生活支援費</td><td rowspan="2">生活再建までの間に必要な生活費用</td><td>（単身世帯）
月額150,000円以内</td><td rowspan="2">最終貸付日から6か月以内</td><td rowspan="3">10年以内</td><td rowspan="3">無利子
（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td></tr>
<tr><td>（複数世帯）
月額200,000円以内</td></tr>
<tr><td>住宅入居費</td><td>敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用</td><td>400,000円以内</td><td rowspan="2">6か月以内
（生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6か月以内）</td></tr>
<tr><td>一時生活再建費</td><td>生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用</td><td>600,000円以内</td></tr>
<tr><td rowspan="2">福祉資金</td><td>福祉費</td><td>日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的用途は別表参照）</td><td>5,800,000円以内
（ただし、使途目的に応じて別表を参照）</td><td>6か月以内</td><td>20年以内
（ただし、使途目的に応じて別表を参照）</td><td>無利子
（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）</td></tr>
<tr><td>緊急小口資金</td><td>緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用</td><td>100,000円以内</td><td>2か月以内</td><td>12か月以内</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td rowspan="5">教育支援資金</td><td>就学支度費</td><td>高等学校等の入学に際し必要な経費</td><td>500,000円以内</td><td rowspan="5">卒業後
6か月以内</td><td rowspan="5">20年以内
（貸付額に期間の上限あり）</td><td rowspan="5">無利子</td></tr>
<tr><td rowspan="4">教育支援費</td><td rowspan="4">高等学校等に就学するのに必要な経費</td><td>（高等学校）
月額35,000円以内</td></tr>
<tr><td>（高等専門学校）
月額60,000円以内</td></tr>
<tr><td>（短期大学）
月額60,000円以内</td></tr>
<tr><td>（大学）
月額65,000円以内</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

融資の名称：生活福祉資金

内容・資格・条件等

資金の種類		内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	（土地評価額の7割） 月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	（土地と建物の評価額の7割） 月額生活扶助額の1.5倍以内			

※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。

〈福祉資金福祉費別表〉

使途目的	呼称	貸付限額目安	償還期間	利子
生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子（連帯保証人が設定できない場合：1.5%）
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内	
住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内	

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体　4,260,000		1年	7年以内	保証人：有　無利子 保証人：無　年1.0%
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 団体　1,420,000		6か月	7年以内	保証人：有　無利子 保証人：無　年1.0%
就学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校（4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	無利子 ※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。　児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例　洋裁、タイプ、栄養士等）	月額　68,000 （特１回　816,000） 運転免許　460,000	知識、技能を習得する期間中５年を超えない範囲内	知識技能習得後１年	20年以内	保証人：有　無利子 保証人：無　年1.0%
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 （特１回　460,000） 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中５年を超えない範囲内	知識技能習得後１年	６年以内	修学資金と同様
就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 （特別　330,000）		１年	６年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有　無利子 保証人：無　年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける期間が１年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	医療　340,000 （特１回　480,000） 介護　500,000		６か月	５年以内	保証人：有　無利子 保証人：無　年1.0%
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 （特別2,000,000）		６か月	６年以内 (特別は７年以内)	保証人：有　無利子 保証人：無　年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等

母子父子寡婦福祉資金

資金の種類	貸付対象等		貸付限度額（円）	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活補給資金	月額 （一般） 103,000 （技能） 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
		医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金		医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護終了後6か月	5年以内	
		母子家庭又は父子家庭になって間もない（7年未満）者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金		240万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		離職した日の翌日から1年以内		5年以内	
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立（自宅）150,000 （自宅外）160,000 私立（自宅）410,000 （自宅外）420,000 大学・短大等 公立（自宅）370,000 （自宅外）380,000 私立（自宅）580,000 （自宅外）590,000 修業施設 （自宅）90,000 （自宅外）100,000		6か月	20年以内 修業5年以内	修学資金と同様
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等
災害援護資金貸付金	実施主体　市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害　自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象　対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者

貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
①　世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円 ②　家財等の損害 ア　家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ　住宅の半壊 1,700,000円 ウ　住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円 エ　住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円 ③　①と②とが重複した場合 ア　①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ　①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ　①と②のウが重複した場合 3,500,000円 ④　次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア　②のイの場合　2,500,000円 イ　②のウの場合　3,500,000円 ウ　③のイの場合　3,500,000円	年3% (措置期間は無利子)	3年 (特別の事情がある場合は5年)	10年 (措置期間を含む。)	半年賦 年賦

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国1/2補助　道1/2補助
北海道 市町村	母子及び寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国2/3貸付　道1/3貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担　国2/3　都道府県、指定都市1/3

融資の名称	内容・資格・条件等
災害復興住宅融資	

1　融資対象者

・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方

(1)　自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方

(2)　ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方

(3)　年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たす方

年収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率基準	30%以下	35%以下

(4)　日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方

2　融資条件

区分		建設	新築住宅購入	ﾘ･ﾕｰｽ(中古)住宅購入	補修
融資対策	住宅の規格等	各戸に居住室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
	住宅部分床面積	13 ㎡以上 175 ㎡以下	50 ㎡以上（共同建ての場合は 30 ㎡以上）175 ㎡以下	50 ㎡以上（共同建ての場合は 30 ㎡以上）175 ㎡以下	
	築年数		申込日において竣工から 2 年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から 2 年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
	その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
融資限度額	基本融資額	建設資金　1,160 万円 土地取得資金　970 万円 整地資金　440 万円	購入資金 2,620 万円 うち土地取得資金 970 万円	購入資金 2,320 万円 うち土地取得資金 970 万円 (ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ) (購入資金 2,620 万円) (うち土地取得資金 970 万円)	補修資金　730 万円 整地資金　440 万円 引方移転資金　440 万円
	特例加算額	建設資金　510 万円	購入資金 510 万円	購入資金 510 万円	
返済期間	耐火 準耐火 木造 （高耐久）	35 年以内	35 年以内	ﾘﾕｰｽﾌﾟﾗｽ住宅･ﾏﾝｼｮﾝ 35 年以内 ﾘﾕｰｽ住宅･ﾏﾝｼｮﾝ 25 年以内	20 年以内
	据置期間	3 年以内			1 年以内（返済期間に含む。）
融資金利		建設・購入の場合	基本融資額　年 0.63% 特例加算額　年 1.53%		
		補修の場合	年 0.63%		
		最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H27.4.20 現在）			
受付期間		罹災日から 2 年間			

取扱機関等	関係法令等	備　考
独立行政法人住宅金融支援機構　お客様コールセンター （被災者専用ダイヤル　0120-086-353 又は 048-615-0420）	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。〕
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.16%（H29.4.19現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ｱ) 被害農業者 被害減収量が平年収量の 30/100 以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の 10/100 以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の 30/100 以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (ｲ) 被害林業者 (ｳ) 被害漁業者 (ｴ) 被害組合
	貸付限度額	（一般災害）被害農林漁業者　（個人）3,500,000 円 （法人）20,000,000 円 政令で定める資金　（個人）5,000,000 円 （法人）25,000,000 円 （激甚災害）被害農林漁業者　（個人）4,000,000 円 （法人）20,000,000 円 政令で定める資金　（個人）6,000,000 円 （法人）25,000,000 円 漁具購入　50,000,000 円 被害組合　25,000,000 円 （連合会 50,000,000 円）
	償還期間	6 年以内（激甚災害法適用の場合 7 年以内）
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設 （災害復旧））	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	①　被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬出入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ②　果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	①　貸付を受ける者の負担する額の 80%に相当する額 ②　1 施設当たり 3,000,000 円（特認 6,000,000 円）
	償還期間	①　15 年（うち据置 3 年）以内 ②　25 年（うち据置 10 年）以内
	貸付利率	年 0.10%（H28.4.20 現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 水産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度額	①　貸付対象事業費×0.8 ②　漁船 1,000 万円その他施設 300 万円 （①及び②のいずれか低い額）
	償還期間	15 年以内（うち据置 3 年以内）
	貸付利率	年 0.16%（H29.4.19 現在）

取扱機関等	関係法令等	備　考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償 還 期 間	30 年以内（20 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.45%（H29.4.19 現在） ※貸付区分等により異なる。
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額
	償 還 期 間	15 年以内（5 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.25%（H29.4.19 現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償 還 期 間	20 年以内（3 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.30%（H29.4.19 現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当額又は 1 施設当たり 300 万円（特認 600 万円）のいずれか低い額
	償 還 期 間	15 年以内（3 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16%（H28.4.20 現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の 80%相当
	償 還 期 間	20 年以内（3 年以内の据置期間含む。）
	貸 付 利 率	0.16～0.30%（H29.4.19 現在）

取扱機関等	関係法令等	備　　考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合
	貸付限度額	各組合市町村の蓄積金現在額の 1.5 倍以内、ただし、2 千万円未満は 2 千万円まで災害救助法適用市町村は 4 千万円まで
	償 還 期 間	6 か月
	貸 付 利 率	年利率 3%

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京 UFJ 銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資あっせん額は、当該市町村の納付現在額の 2 倍（その額が 2 千万円に満たないときは 2 千万円）以内とする。ただし、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額しあっせんすることができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等
中小企業総合振興資金 「経営環境変化対応貸付【災害復旧】」	○目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。 ○融資条件

融 資 対 象	1　災害の影響により中小企業信用保険法第 2 条第 5 項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2　地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
資 金 使 途	設備資金	運転資金
融 資 金 額	8,000 万円	5,000 万円
融 資 期 間	10 年以内（据置 2 年以内）	
融 資 利 率	〔固定金利〕 5 年以内　年 1.1% 10 年以内　年 1.3%	〔変動金利〕 年 1.1% （融資期間が 3 年超の場合選択可）
担保・償還方　　法	取扱金融機関の定めるところによる	
信 用 保 証	全て北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行 北洋銀行 道外本店銀行道内支店 商工組合中央金庫 道内信用金庫 道内信用組合 農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

<table>
<tr><th>融資の名称</th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>勤労者福祉資金</td><td>
<table>
<tr><td>区　　分</td><td>中小企業に働く方</td><td>非正規労働者の方</td><td>季節労働者の方</td><td>離職者の方</td></tr>
<tr><td>融資対象者</td><td>中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。）
前年の総所得が600 万円以下の方</td><td>非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。）
前年の総所得が600 万円以下の方</td><td>2 年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方
前年の総所得が600 万円以下の方</td><td>企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方
①雇用保険受給資格者
②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方</td></tr>
<tr><td>融資金額</td><td colspan="4">中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方　120 万円以内
離職者の方　100 万円以内</td></tr>
<tr><td>融資期間</td><td colspan="2">8 年以内
（育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）</td><td>8 年以内</td><td>5 年以内
（6 か月以内元金据置可、据置期間分延長可）</td></tr>
<tr><td>融資利率</td><td>年 1.60%</td><td colspan="3">年 0.60%</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="4">元利均等月賦償還及び半年賦併用可</td></tr>
<tr><td>信用保証</td><td>取扱金融機関の定めによる</td><td colspan="3">北海道勤労者信用基金協会の保証が必要</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

取扱機関等	関係法令等	備　　考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■　「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

<table>
<tr><th></th><th>内容・資格・条件等</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>法適用の要件</td><td>(1)　対象となる自然災害
①　災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
②　10 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害
③　100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
④　①又は②の市町村を含む都道府県で 5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
⑤　①～③の区域に隣接し、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）における自然災害
⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る。）、2 世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 5 万人未満に限る。）における自然災害
※　④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり
（合併した年と続く 5 年間の特例措置）
(2)　支給対象世帯
上記の自然災害により
①　住宅が全壊した世帯
②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</td></tr>
<tr><td>支援金の支給額</td><td>支給額は、以下の 2 つの支援金の合計額となる。
（※　世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）
①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table><tr><th>住宅の被害程度</th><th>全壊
（支給対象世帯の①に該当）</th><th>解体
（支給対象世帯の②に該当）</th><th>長期避難
（支給対象世帯の③に該当）</th><th>大規模半壊
（支給対象世帯の④に該当）</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table>②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
<table><tr><th>住宅の再建方法</th><th>建設・購入</th><th>補修</th><th>賃借（公営住宅以外）</th></tr><tr><td>支給額</td><td>200 万円</td><td>100 万円</td><td>50 万円</td></tr></table>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円</td></tr>
</table>

申請窓口	関係法令等	備　　考
市町村	被災者生活再建支援法	(1)　申請時の添付書面 ①　基礎支援金：罹災証明書、住民票等 ②　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等 (2)　申請期間 ①　基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②　加算支援金：災害発生日から 37 月以内

7　関係様式

○ 資料７－１　水防活動実施報告

水　防　活　動　実　施　報　告　書

自　　年　　日

（市町村名　　）　　至　　年　　日

区 分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分				備 考
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	使用資材費			
							主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前回迄										
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
月分	（ ）									
小計										
累計										

（作成要領）

1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。

2 「団体数」欄の（ ）書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。

3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要

4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。

5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

6 「左のうち主要資材 **35 万円**以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

○ 資料７－２　気象通報等受理票

<table>
<tr><td colspan="4">午前
年　月　日　時　分
午後
連絡
電話、電報、無線、FAX</td></tr>
<tr><td>発　信　者</td><td></td><td>受　信　者</td><td>印</td></tr>
<tr><td>警報等の種類</td><td></td><td>発表時刻</td><td>午前
時　分
午後</td></tr>
<tr><td>受理事項</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>処理方法</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

○ 資料７－３　自衛隊の災害派遣要請

第　　号
年　月　日

北　海　道　知　事　様

礼文町　長　　印

自衛隊の災害派遣要請について

このことについて、次のとおり自衛隊の災害派遣を要請願います。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間

年　月　日　時　分 ～　年　月　日　時　分

３　派遣を希望する区域及び活動内容
（１）区域（区域図を添付のこと）

（２）活動内容

４　派遣部隊が展開できる場所（場所図を添付のこと）

５　その他参考となる事項
連絡責任者
市町村名：
職　　名：
氏　　名：
電話番号：
※ヘリコプターの場合、添乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

○ 資料７－４　自衛隊の災害派遣部隊撤収要請

第　　号
年　月　日

北　海　道　知　事　様

礼文町　長　　印

自衛隊の災害派遣部隊撤収要請について

このことについて、管下　　の災害発生（人命救助等）に伴う支援部隊は、所期の目的を達成したので、次の日時に撤収されるよう要請願います。

記

年　　月　　日　　時　　分

○ 資料７－５　世帯構成員別被害状況

世 帯 構 成 員 別 被 害 状 況

年　　月　　日　　時現在

礼　文　町

世帯構成員別 / 被害別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯	計	小学生	中学生
全　壊（焼）													
流　失													
半　壊（焼）													
床上（下）浸水													

○ 資料７－６　物資購入（配分）計画表

物 資 購 入 （ 配 分 ） 計 画 表

年　　月　　日　　時現在

礼　文　町

品目	単価	世帯	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	人世帯 数量	人世帯 世帯数	人世帯 所要数	人世帯 金額（円）	計 数量	計 世帯数	計 所要数	計 金額	備考
計																			

注）1　本表は、全壊（焼）、流失世帯分と半壊（焼）、床上（下）浸水世帯分に分けて作成すること。
　　2　「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
　　3　各品目の「備考」欄に、都道府県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

○ 資料７－７　物資受払簿

物　資　受　払　簿

品　　目					礼　文　町
年　月　日	摘　　要	受	払	残	備　　考
計	道　調　達　分				
	町　調　達　分				

（注）１　「摘要」欄は、購入先、受入先及び払出先を記入すること。
　　２　「最終行」欄は、道からの受入分及び町調達分別に受・払・残の計及び金額を記入すること。

○ 資料７－８　物資給与及び受領簿

物 資 給 与 及 び 受 領 簿

住宅被害	１　全壊（焼）　２　流失 ３　半壊（焼）　４　床上浸水	世　　帯 構成員数	

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年　　月　　日

住　所
世帯主　　氏　　名　　印

給与年月日	品　　名	数量	備　考	給与年月日	品　　名	数量	備　考

○ 資料７－９　災害救助法関連様式

（１）救助の種目別物資受払状況

（２）避難所設置及び受入状況

（３）応急仮設住宅台帳

（４）炊き出し給与状況

（５）飲料水の供給簿

（６）物資の給与状況

（７）救護班活動状況

（８）病院診療所医療実施状況

（９）助産台帳

(10) 被災者救出状況記録簿

(11) 住宅応急修理記録簿

(12) 学用品の給与状況

(13) 埋葬台帳

(14) 死体処理台帳

(15) 障害物除去の状況

(16) 輸送記録簿

(17) 救助費概算払申請書

(18) 救助費算出内訳

（1）救助の種目別物資受払状況

救助の種目別物資受払状況

救助種目別	

礼　文　町

年 月 日	品　　目	単 位	摘　　要	受	払	残	備　　考
計							
道調達分							
町調達分							

注）1　「摘要」欄に購入又は受入先及び払出し先を記入すること。

2　「備考」欄に購入単位及び購入金額を記入すること。

3　各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、道からの受入分及び町調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

4　救護班による場合には、救護班ごとに救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を記入すること。なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。

（２）避難所設置及び受入状況

避 難 所 設 置 及 び 受 入 状 況

礼　文　町

避難所の名称	種別	開設期間 月　日から 月　日まで	実人員（人）	延人員（人）	物品使用状況		実支出額	備考
					品名	数量		

（3）応急仮設住宅台帳

応　急　仮　設　住　宅　台　帳

礼　　文　　町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人								円	
計	世帯										

注）1　「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
2　「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
3　「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
4　「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
5　「敷地区分」欄は、公・私有別とし、有・無償の別を明らかにすること。
6　「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

（４）炊き出し給与状況

炊　き　出　し　給　与　状　況

礼　　文　　町

炊き出し場所の名　　称	月　日			月　日			月　日			月　日			合　　計	実支出額	備　　考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜	朝	昼	夜			
計															

注）　「備考」欄は、給食内容を記入すること。

（５）飲料水の供給簿

飲　料　水　の　供　給　簿

礼　　文　　町

供給月日	対象人員	給水用機械器具								実支出額	備考
		名称	借上			修繕			燃料費		
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注）　給水用機械器具は、借上費の有償、無償を問わず作成するものとし、有償による場合のみ「金額」欄に額を記入すること。

（６）物資の給与状況

物 資 の 給 与 状 況

年　　月　　日　　時現在

礼　文　町

住家被害程度区分		世帯主氏　名	基礎となった世帯構成人員	給与月日	物資給与の品目				実支出額	備考
					布団	毛布	○○			
			人	月　日					円	
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1　住家の被害程度に、全壊（焼）、流失又は半壊（焼）、床上（下）浸水の別を記入すること。
　　2　「物資給与の品目」欄に、数量を記入すること。

（7）救護班活動状況

救　護　班　活　動　状　況

救護班：

班長：医師　氏名　　印

月　　日	市町村名	患者数	措　置　の　概　要	死体検案数	修　繕　費	備　　考
	礼文町	人		人	円	
計						

注）「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

（８）病院診療所医療実施状況

病　院　診　療　所　医　療　実　施　状　況

礼　　文　　町

診　療 機関名	患者 氏名	診療 期間	病名	診療区分		診療報酬点数		金額	備考
				入院	通院	入院	通院		
		月　日				点	点	円	
計　機関	人								

注）「診療区分」欄は該当欄に〇印を記入すること。

（９）助産台帳

助　産　台　帳

礼　　文　　町

分べん者 氏　　名	分べん 日　時	助産機関名	分べん期間	金額	備考
			月　日～　月　日	円	
計					

（10）被災者救出状況記録簿

被 災 者 救 出 状 況 記 録 簿

礼　文　町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実支出額	備考
		名　称	借　上　費			修　繕　費			燃料費		
			数量	所有者（管理者）名	金　額	修繕月日	修繕費	修繕の概要			
	人				円		円		円	円	
計											

注）1　他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。
　　2　借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
　　3　「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

(11) 住宅応急修理記録簿

住 宅 応 急 修 理 記 録 簿

礼　文　町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	摘要
			円	
計　世帯				

（12）学用品の給与状況

学 用 品 の 給 与 状 況

礼　文　町

学校名		学年	児童生徒氏名	親権者氏　名	給与月日	給与品の内訳						実支出額	備考
						教　科　書			その他学用品				
						国語	算数		鉛筆	ノート			
												円	
計	小学校	＼	人		＼								
	中学校	＼	人		＼								

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

年　　月　　日

給与責任者　氏名　　㊞

注）1　「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
　　2　「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

(13) 埋葬台帳

埋 葬 台 帳

礼　文　町

死亡年月日	埋葬年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
		氏名	年齢	死亡者との関係	氏名	棺（付属品を含む。）	埋葬又は火葬料	骨つぼ	計	
						円	円	円	円	
計		人				円	円	円	円	

注）1　埋葬を行った者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
　　2　市町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
　　3　埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

（14）死体処理台帳

死 体 処 理 台 帳

礼　文　町

死　亡 年月日	遺体発見の日時及び場　所	死亡者 氏　名	遺　族		洗浄等の処理			遺体の一時保存	検案料	実支出額	備考
			氏名	死 亡 者 との関係	品名	数量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

(15) 障害物除去の状況

障　害　物　除　去　の　状　況

礼　　文　　町

住家被害程度区分		氏　　名	除去に要した期　　間	実支出額	除去に要すべき状態の概要	備　　考
				円		
計	半壊半焼	世帯				
	床上浸水	世帯				

注）1　住家等の障害物を除去した場合に作成するものとし、「住家被害程度区分」欄には、半壊（焼）、床上浸水の区分を記入すること。

（16）輸送記録簿

輸　送　記　録　簿

礼　文　町

輸送月日	目的	輸送区間（距離）	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円		円	円	
計													

注）1　「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
　　2　町の車両等による場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
　　3　借上車両等による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
　　4　借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
　　5　「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

(17) 救助費概算払申請書

救　助　費　概　算　払　申　請　書

番　　号

年　　月　　日

北海道知事　　様

礼文町長　　印

災害救助法施行細則第 39 条の２第２項の規定により、救助費の概算払を受けたいので関係書類を添え申請します。

記

1　災害名

2　災害発生年月日　　年　　月　　日

3　災害救助法適用年月日　　年　　月　　日

4　概算払申請額

5　救助費算出内訳（別紙のとおり）

(18) **救助費算出内訳**

種目別区分	員数	基準単価	金額	備考
		円	円	
避難所設置費	延　人			
応急仮設住家設置費	戸			
炊き出しその他による食品給与費	延　人			
飲料水供給費	延　人			
被服寝具その他生活必需品給（貸）与費	延　人			
医療及び助産費	延　人			
被災者の救出費	人			
住家の応急修理費	世帯			
学用品の給与費				
小学校児童	人			
中学校生徒	人			
高等学校生徒	人			
埋葬費				
大人	体			
小人	体			
死体の捜索費	体			
死体の処理費	体			
障害物の除去費				
輸送費				
賃金職員等雇上費	延　人			
合計				

沿　革　　平成 30 年　３月　　作成

礼文町地域防災計画

【資料編】

平成３０年　３月

礼文町防災会議

編集・発行　礼文町 総務課
〒097-1201
北海道礼文郡礼文町香深村字トンナイ 558-5
TEL　(0163) 86－1001
FAX　(0163) 86－1007